210
673

法制經濟大意

帝國大學教授法學博士 鳩山秀夫閱
日本大學法商學士 浦添爲實著

巖松堂大阪店發兌

始

45115
550

帝國大學教授 法學博士 鳩山秀夫先生校閲
前公立商業學校長 日本大學法學士 商學士 浦添爲宗著

法制經濟大意

全

嚴松堂大阪店發兌

大正
13. 3. 3
内交

序

中等學校用の法制經濟に關する教科書は近年比較的備つて來たやうであるが、實業學校專用の同種教科書は其の數僅少なるのみならず偶〻之あるも各〻長短其の宜しきを得ないやうである。此の秋に方り日本大學に在つて數年間法律經濟學を專攻し更に實業教育に多年の經驗を積みたる浦添爲宗君が斯種教科書の缺乏せるを慨き「法律經濟大意」なる一書を公にせんとし其の稿を携へ來つて予の校閲を求めらる。予本書を通讀するに、其の所說穩當にして、要領を得、中等程度實業學校生徒に對して法律經濟の一般的知識を授くるに極めて適當なる教科書たるを認むるものである。卽ち茲に聊か記し

て以って巻首に題す。

大正十三年一月

文部次官　松浦鎭次郎

例言三則

一、本書は中等程度農、工、商業學校生徒に對して法制經濟の大要を授くる目的で編輯したものである。

二、本書の目的は右の通りであるから通說に從ひ斯學の要領を正確に會得せしむるここに努めてある。

三、本書の稿成るや恩師鳩山秀夫博士に其の批判を請ひ、更に文部次官松浦鎭次郎閣下の校閲を得た。本書の成るは全く以上二恩師の賜

である。茲に記して以つて深く感謝の意を表する次第である。

大正十三年一月

著者識す

最新法制經濟大意目次

第一部　法制

第一編　總論……一

第一章　國家の觀念……一

第二章　法の觀念……五

第三章　權利及び義務の觀念……一〇

第二編　憲法……一三

第一章　帝國憲法……一三

第二章　天皇……一五

第三章　臣民……一九

第四章　統治の機關……二三

第一節　帝國議會……二三
第二節　國務大臣、樞密顧問及び會計檢査院……二九
第三節　裁判所……三〇
第三編　行政法……三五
第一章　行政官廳……三五
第二章　自治團體……三九
第四編　國際公法……四五
第五編　刑法……四七
第六編　民法……五〇
第一章　總則……五〇
第一節　人……五〇

第二節　物……五三
第三節　法律行爲……五四
第二章　物權法……五九
第三章　債權法……六八
第四章　親族法……七九
第五章　相續法……八六
第一節　相續の種類……八六
第二節　相續の承認及び抛棄……八九
第三節　遺言……九〇
第四節　遺留分……九一
第七編　商法……九四
第一章　總則……九四

第一節　商法……九四
第二節　商人……九五
第三節　商人の補助者……九六
第四節　商業の設備……九六
第二章　會社……九九
第三章　商行爲……一〇二
第一節　商行爲の意義及び種類……一〇二
第二節　商行爲に關する特別規定……一〇三
第三節　各種の商行爲……一〇五
第四章　手形……一〇八
第五章　海商……一一三
第一節　船舶及び船舶所有者……一一三

第二節　船員……一一五
第三節　海上運送……一一六
第四節　海損……一一七
第五節　海難救助……一一八
第六節　海上保險……一一九
第七節　船舶債權者……一二一
第八編　訴訟法……一二二
第一章　民事訴訟法……一二二
第二章　刑事訴訟法……一二三
第二部　經濟……一二六
第一編　總論……一二六

第一章　經濟の基礎觀念……一二六
第二章　經濟……一三〇
第一節　經濟行爲……一三〇
第二節　經濟の本質……一三一
第三節　國民經濟……一三三
第四節　經濟學の意義……一三三
第二編　生産論……一三五
第一章　生産の概念及び其の要素……一三五
第一節　生産及び産業……一三五
第二節　生産の三要素……一三六
第二章　企業……一三九
第一節　企業及び企業家……一三九
第二節　企業の種類……一四〇
第三章　機械……一四八
第一節　産業と器具機械……一四八
第二節　機械の利害……一四九
第四章　分業及び協力……一五一
第一節　分業及び協分の意義……一五一
第二節　分業の利害……一五二
第三編　交易論……一五四
第一章　交易の概念……一五四
第二章　價格と物價……一五六
第一節　物價の意義……一五六
第二節　價格の變動……一五六

第三章　貨幣制度……一五九
第一節　貨幣の概念……一五九
第二節　本邦の貨幣制度……一六〇
第三節　紙幣の概念……一六二
第四節　兌換券の發行制度……一六三
第四章　信用及び信用證券……一六五
第一節　信用……一六五
第二節　信用證券……一六六
第五章　信用機關……一六九
第六章　貿易……一七二
第七章　交通……一七六

第四編　分配論……一七八
第一章　分配の概念……一七八
第二章　地代……一七八
第三章　賃銀……一八〇
第四章　利子……一八〇
第五章　利潤……一八一
第六章　分配の公平……一八二
第五編　消費論……一八四
第一章　消費の概念……一八四
第二章　保險……一八七
第三章　貯蓄及び奢侈……一九〇

目次

第六編　財政……一九四
第一章　財政の概念……一九四
第二章　國庫の收入……一九七
第三章　公債……一九九
第四章　自治團體の財政……二〇一

最新 法制經濟大意目次（終）

最新 法制經濟大意

日本大學法學士
日本大學商學士　浦添爲宗著

第一部　法制

第一編　總論（法制の基礎觀念）

第一章　國家の觀念

國家の意義

第一、國家の意義　國家は一定の領土に生活し唯一の主權に依りて統治せらるる人類の團體である。故に國家を構成するには、唯一の主權と、之に依りて統治せらるゝ人類の團體及びその主權の行はるゝ一

國家の三要素
人類の團體
國民
一定の領土
領海
唯一の主權

定の領土の存在を必要とする。

一、人類の團體　國家は人類の社會的團體である。社會的團りとは人類が共同の目的を以て相結合したる統一體をいふのである。而してこの人類の團體は人民又は國民といひ、我國の如き君主國に於ては之を臣民といふのである。

二、一定の領土　領土は又領域ともいひ、國家の主權が完全に行はるゝ一定の地域である。領土は陸地のみに限らない。干潮の時、海岸から海上三海里の海面に及ぶ。この領土の一部たる海面を領海といふのである。

三、唯一の主權　人類の團體及び一定の領土は國家の構成要素であるけれども、この二者のみでは未だ以て國家を構成することは出來ない。國家には必ず主權の存在を必要とする。主

國家の目的
國體の意義
國家の種類
我國の國體

權は唯一最高の權力であつて領土及び領土内の住民を支配する權力である。主權は亦統治權ともいふ。而して主權即ち統治權の總攬者を稱して主權者又は統治權者といふのである。

國家の目的はその生存、維持、發達を圖るにある。故に國家はこの遠大の目的を達するために、主權者を中心とし種々の機關により て活動するのである。

第二、國體及び政體

國體とは國家の主權が何人の手に存するかに因りて區別せらるゝ國家の種類をいふのである。國家を別ちて君主國と民主國又は共和國の二種とする。

一、君主國とは國家の主權を掌握する者は君主一人にありとする國をいふ。我國は君主國の最も完美せるものである。

二、民主國とは國家の主權が人民全體にありとする國をいふ。

政體の意義
政體の種類

かゝる國に於ては人民が共同してその主權を行ふものであると思考するが故に之を一に共和國とも稱へる。然れども多數の人民が實際にその主權を行使することは困難であるから大統領を選んて之を行はしむるを例とする。例へば今日の佛蘭西、北米合衆國等の如きは是である。

政體とは主權行動の形式に因りて區別せらるゝ政治の種類をいふのである。之を別ちて立憲政體と專制政體の二種とする。

一、**立憲政體**とは國家の根本法たる憲法に依り主權の行動たる立法、司法、行政の三作用が各〻獨立の機關によりて行はれ、一般國民が國政、特に立法の作用に參與し得る政體をいふのである。

二、**專制政體**とは主權が行動するに當りて立法、司法、行政の三作用が各〻獨立の機關によりて行はるゝことなく或者の專斷に

に歸し、一般國民が國務に參與することを能はざる政體をいふのである。

我國は明治天皇の御世に至り新に憲法を制定して統治權の形式を定め以て立憲政體を採用せられた。

○國家
- 一、意義（一定の領土に生活し唯一の主權に依りて統治せらるゝ人類の團體である。）
- 二、國體（主權の所在により）
  - 一、君主國體
  - 二、民主國體
- 三、政體（主權行動の形式により）
  - 一、立憲政體
  - 二、專制政體

大日本帝國

第二章　法の觀念

第一、法の意義

法は國家が制定し、又は認定したる國民行爲の準則である。一般にその遵奉を强制せらるるを以てその特質とする。

道德、宗教も等しく人の行動の準備であるけれども法が此等と異なる所は、道德宗教は眞心又は信仰によりて維持せらるゝに反し法は國家の權力によりて維持せらるゝの點にある。法學上の格言に「法の不知は之を恕せず」さいふは即ち法の強制的性質あることを言ひ表はしたる一の例言である。

法と道德宗教との差異

第二、法律と命令

法律
命令

一般に法といはるゝ成文法に法律と命令とがある。法律は議會の協贊を經て制定公布せられたるものである。命令はその制定に議會の協贊を經ないで天皇自ら發せらるゝ勅令と、行政機關をして發せしめらるゝ命令即ち閣令、省令、府縣令等がある。通常法律と命令とを併せて之を法令と稱へる。

法令

第三、法の分類

成文法及び不文法

一、成文法及び不文法　國家が立法手續を經て制定した法を成文法といふのである。故に不文法は亦慣習法とも稱へる。

公法及び私法

二、公法及び私法　公法とは國家と公共團體との關係又は此等と私人との關係を定めた法をいふのである。

普通法及び特別法

三、普通法及び特別法　一般の人、場所、事物に適用せられる法を普通法といひ、或特定の人、場所、事物に適用せられる法を特別法といふのである。

國內法及び國際法

四、國內法及び國際法　國內法とは一國內に行はれる法であつて、國際法とは國家相互間の關係を定めた法である。

第四、法の效力

法の效力は時と處と人とによつて異なる。

不遡及の原則

一、時に關する法の效力　法は施行の時から廢止の時まで效力を有し、既往に遡及せざるを原則とする。

成文法は公布によつて法の存在を知らしむ。公布の日と實施の日とは必ずしも同一ではない。法律は通常公布の日から滿二十日の後、施行せらるゝを原則とする。

屬地主義

二、處に關する法の效力　法の效力はその國の領土全般に及ぶを原則とする。故に內國滯在の外國人にもその效力を及ぼすものである。例外として他國に在る自國の軍艦、在外大公使館內、租借地、委任統治地域、公海にある自國の軍艦及び商船等には本國の法が行はれる。

公海とは何れの國にも屬しない海洋ないふのである。

三、人に關する法の效力　凡そ國家の法は領土內の住民全般に對し當然その效力を及ぼすを以て原則とする。例外として主權者、外國の軍隊、外國の主權者及びその家族、外交官及びその從者、治外法權の下に立つ人民等にはその效力を及ぼさない。

○法

- **一、性質**（一、法は國民行爲の準則である。　二、法は國家の制定し又は認定したるものであつて通常强制せらる。）
- **二、制定**
  - **法律**＝議會の協贊、天皇の御裁可。
  - **命令**＝天皇親ら發し又は發せしむ。
- **三、種類**
  - （成文法　不文法）
  - （公法　私法）
  - （普通法　特別法）
  - （國內法　國際法）
- **四、效力**
  - **意義**＝拘束力。公布により拘束力を生ずる。
  - **範圍**
    - **時**＝實施の日から效力を有し、遡及せざるを原則とする。
    - **處**＝領土內一般に行はるゝを原則とする。
    - **人**＝領土內の住民全般に行はるゝを原則とする。

第三章　權利及び義務の觀念

權利の意義

第一、權利とは法の保護する一定の利益を主張し得る法の與へたる權利とは法の保護する一定の利益を主張し得る法の與へたる力である。即ち權利の本質は法の與へたる力であつて、權利の目的は法の保護する利益である。故に權利なるものは人が生れながらにして有するものではない。法によりて與へられて始めて存立するものである。而してその公法によりて與へられたるものを公權と稱へ、私法によりて與へられたるものを私權と稱へる。

權利の二大別

第二、義務の意義及び種類

義務とは權利者に對するものであつて、權利者に對し或事を爲し又は爲さざる法律上の責任をいふのである。故に義務者がその定められたる責任即ち義務を履行することは權利者の利益であつて、その履行を要求する力が即ち權利である。されば權利と義務とは同一内容のものを兩面より觀たる差異に過ぎない。一方に權利を有する者があれば他方に義務を有する者がある。義務者なくして權利者のみ存在し得べきものではない。

義務の意義

權利の二大別

權利に公權、私權の區別ある如く義務にも亦公務、私務の區別がある。

權利と義務の關係

義務の二大別

人格の意義

人格とは權利義務の主體として認められたる資格であつて此人格を有する者は自然人及び法人である。

○權利義務
- 一、權利
  - 一、意義（法の保護する利益を主張し得る法の與へたる力である）
  - 二、種類
    - 一、公權
      - 一、參政權
      - 二、自由權
      - 三、請求權
    - 二、私權
      - 一、人身權
      - 二、財產權
- 二、義務
  - 一、意義（或事を爲し又は爲さざる法律上の責任（拘束力））
  - 二、種類
    - 一、公務
      - 一、納稅の義務
      - 二、兵役の義務
    - 二、私務
      - 一、身分上の義務
      - 二、財產上の義務

第二編　憲　法

第一章　帝國憲法

憲法の意義及び種類

憲法の種類

第一、憲法の意義及び種類

憲法は國家統治の大法であつて、主權の存在（國體）及び主權行動の形式（政體）を定むる法規である。

憲法には(一)君民の協定によりて成立する協定憲法と(二)國民の合意により成立する民定憲法と(三)主權者の意思によりて成立する欽定憲法との三種がある。

帝國憲法

第二、我國の憲法

我が大日本帝國の憲法は明治天皇が親ら制定發布したまひた

帝國憲法の特質

る欽定憲法である。

帝國憲法は實に明治天皇が國利民福を中心の欣幸としたまふ大御心から下し賜はつたものであつて、その規定する所は皇祖皇宗の遺訓と國民の傳統とに基づくものである。これ我が憲法の特質にして諸外國の憲法が多く君民間の權力の爭より血を見て成立するに至れるものに比べるとその間、大なる差異があるのである。されば我國民たる者は永く聖恩の辱きを感銘して益〻立憲政體の美果を收むることに努めねばならぬ。

憲法の改正

第三、憲法の改正

憲法改正の發議權は天皇に專屬する。天皇は憲法改正の議案を帝國議會に附し、兩議院は各〻その總員の三分の二以上出席し出席議員の三分の多數を得なければ改正の議決を爲すことは出來ない。又議會は可否の議決を爲すに止まり發案修正を爲すことは出來ない。

天皇の地位

○立法
- 一、**性質**＝主權の存在及び主權行動の形式に關する國家統治の根本法である。
- 二、**成立**＝協定、民定、欽定
- 三、**帝國憲法**（成立＝欽定　内容＝君主國體、立憲政體。改正＝特別の手續を要する。）

第二章　天皇

第一、天皇の地位

我が大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治し給ふところなるが故に天皇は我國の主權者であらせられ、統治權を總攬し給ふ

ものである。（憲一條）

皇位繼承

第二、皇位繼承　天皇の御位を皇位といふ。天皇の御位を承繼したまふを皇位繼承といふ。皇位は祖宗の皇統たる男系の男子之を繼承したまふ。（憲二條及皇一條）皇位の開始は天皇の崩御に因るのみであつて、讓位は皇室典範の認めないところである。

天皇の神聖不可侵權

第三、天皇の特權　天皇は帝國の元首であらせられ、且統治權の總攬者であらせられるが故に、その尊嚴を保ち、その地位を完うせらるゝがため神聖にして侵すべからざるの特權を有したまふ。又天皇は道德上、法律上超越したまふが故に、その行爲に付ては一切の責任を受けたまふことはない。之を天皇の不可侵權といふ。（憲三條）

第四、憲法上の大權　天皇が帝國議會の協贊を經ないで自ら親裁せらるゝ次の事項を特に憲法上の大權といふ。

一、法律を裁可し、その公布及び執行を命ずるの權（憲六條）

二、帝國議會を召集し、その開會、閉會、停會及び衆議院の解散を命ずるの權（憲七條）

三、公共の安全を保持し又はその災厄を避くるため緊急勅令を發するの權（憲八條）

四、法律を執行するために、又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を增進するために必要なる命令を發し、又は發せしむるの權（憲九條）

五、行政各部の官制及文武官の俸給を定め及び文武官を任免す

大權の行使

るの權（憲一〇條）

六、陸海軍を統帥し其の編制及び常備兵額を定むるの權（憲一一條）

七、戰を宣し和を講し、外國と諸般の條約を締結し戒嚴を宣告するの權（憲一三條四條）

八、爵位勳章及びその他の榮典を授與するの權（憲一五條）

九、大赦、特赦、減刑及び復權を命ずるの權（憲一六條）

攝政の意定

此等の大權事項に屬する政務は、通常樞密顧問に御諮詢せられ又國務大臣の輔弼によつて天皇の親裁したまふところである。（憲一七條）而して大權事項の廣く且多きは我帝國憲法の特色である。

第五、攝政

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ憲法上の機關である。（憲一七條）國家の統治は一日も之を廢すべきではない。故に天皇成年に達したまはないとき、又は天皇久しきに亘る故障によつて親政したまふこと出來ないときには、皇室典範の規定に從ひ、皇族中から攝政を置いて大權を行はせらる。（皇一九條乃至二五條）

攝政を置く場合

憲法上の地位＝統治權の總攬者

皇位繼承〔原因＝天皇崩御／範圍＝皇男子孫〕

○天皇

特權＝不可侵權等

大權＝〔廣義＝國家統治の權〕（一、立法權　二、行政權　三、司法權）／〔狹義＝憲法上の大權〕（四、憲法上の大權）

第三章　臣民

第一、臣民

臣民の特質

臣民は我大日本帝國を構成する分子であつて臣民なければ國家なく、國家なければ臣民はない。臣民と臣家とは有機體とその細胞との如く、常に一體を成し、その運命を共にするものである。故に臣民は領土の内外に在るを問はず國家の主權に對して絶對無限の服從を爲すべきものである。

國籍の取得

日本臣民たるの資格は國籍に伴ふものである。（國籍法一條乃至七條）

一、父が日本人なるとき、

二、父が知れない場合又は有しない場合に母が日本人なるとき、

三、日本に生れ、父母共に知れず若くは國籍を有しないとき、

四、外國人が日本人の妻、入夫又は養子となつたとき、

五、外國人が內務大臣の許可を得て歸化したときに於て日本の國籍を取得するものである、

國籍の喪失

日本の臣民たる女子であつて外國人と婚姻を爲した者は日本の國籍を失ふことになる。自己の志望によつて外國の國籍を取得した者も亦同じく國籍を失ふことになる。（國一八條乃至二一條）

臣民の階級

臣民に皇族、華族、及び士族平民の四階級あれど士族と平民とは共に一般臣民であつて法律上兩者は平等である。

右の外朝鮮に王族、公族及び朝鮮貴族の特別階級がある。

臣民の權利

第二、臣民の權利及び義務

臣民は憲法に保障せられたる利益を受くると同時に國家の存立發展上缺くべからざる義務を負ふものである。

臣民の有する重なる權利は左の通りである。

一、一定の資格を備ふる場合に於て官吏と爲り又は他の公務に就くの權利（憲九條一）

二、法律の範圍に於て自由に居住及び移轉を爲す權利（憲二條）
三、信敎自由の權利（憲二條）
四、法律の範圍內に於て自由に言論、著作、印行、集會及び結社を爲す權利（憲二條）
五、法律に依るに非されば逮捕、監禁、審問、處罰を受けざる權利（憲二條）
六、法律に定むる場合の外住所を侵され又は搜索を受けざる權利（憲二條）
七、法律に定むる場合の外信書の秘密を侵されざる權利（憲二條）
八、法律に依るに非されば所有權を侵されざる權利（憲二條）
九、相當の敬禮を守り一定の方式に從つて請願を爲す權利（憲一條）
一〇、法律に定めたる裁判を受くる權利（憲一條）

以上の外なほ衆議院議員を選擧し、又は選擧せらるゝの權利がある。

臣民の義務

臣民の義務の重なるものは兵役の義務及び納稅の義務である。

○臣民
一、臣民たる資格（國籍法の定むる所に依る）
二、臣民の階級＝皇族―華族―士族―平民
三、臣民の權利（一、參政權（前表の一及び選擧權、被選擧權）　二、自由權（前表の二及至八）　三、請願權（前表の九及び一〇））
四、臣民の義務（一、兵役の義務　二、納稅の義務）

第四章　統治の機關

第一節　帝國議會

第一、帝國議會の性質

立憲國の特色

國民の公選したる議員を以て組織せる議會をして重要なる國務、殊に立法權の行使に參與せしむることは近世立憲國の一特色である。我が帝國議會も亦立法及び豫算、決算等について參與することを得る權限を與へられたる國家統治の機關であつて、貴族院及び衆議院を以て組織せる兩院制度である。兩議院制は(一)臣民の各階級を代表せしめ(二)議事を鄭重にし(三)政府と議會との平和を保つ利益がある。

帝國議會の組織

第二、貴族院の組織

貴族院は貴族院令の定むるところにより次の議員を以て組織せらる。議員數は約三百七十名である。

貴族院の組織

一、成年に達したる皇族の男子。（任期終身）

二、滿二十五歳に達したる公、侯爵の男子。（任期終身）

三、滿二十五歳に達し同爵中より互選せられたる伯、子、男爵の男子。（任期終身）

四、滿三十歳以上に達したる男子にして國家に勳勞あり、又は學識ある者より特に勅任せられたる者。（任期終身）

五、北海道及び各府縣の多額納稅者十五人中より互選し、その選に當り勅任せられたる者。（任期七年）

衆議院の組織

第三、衆議院の組織

衆議院は衆議院議員選擧法の定むる所により北海道及び各府縣より公選せられたる議員を以て組織せらる。議員定數は四百六十四名である。

選擧の意義

選擧とは公の方法によりて各自の自由意思を以て議員適任者を指定する行爲をいふのである。

選舉の心得

選舉は立憲政治の要訣であつて國民の權利たると同時に義務であるから、國民たる者は宜しく至誠奉公の精神を以て之を尊重し、且その神聖を保たねばならぬ。漫りて棄權を爲し、賄賂請託のために節を賣り、又は所屬選舉區のみの利益を以て議員の要素とするが如きことがあつてはならぬ。

選舉資格

選舉人たり得る資格は之を選舉權といひ、左の資格を有する者に限らる。（衆八條）

一、滿二十五歲以上の帝國臣民たる男子。

二、選舉人名簿調製の期日まで引續き滿六箇月以上その選舉區內に住所を有する者。

三、選舉人名簿調製の期日まで引續き滿一年以上直接國稅三圓以上を納めたる者。

被選舉資格

選舉せらるゝ、資格即ち被選舉權は帝國臣民たる男子であつて滿三十歲以上の者に限らる。（衆一〇條）

選舉は小選舉區制により單記無記名の投票によりこれを行ふ有效投票の最多數を得たる者を以て當選人とする。

一、選舉權及び被選舉權

禁治產者、準禁治產者、華族の戶主、現役又は召集中の軍人、學校の學生及び生徒等は選舉權及び被選舉權はない。（衆一、二條）

神官、神職、僧侶その他諸宗教師、小學校教員、判檢事、收稅官吏、宮內官吏、警察官吏又は一定の刑罰に處せられたる者等は被選舉權はない。（衆一三條）

二、小選舉區制

一國を數多の選舉區に分ち各區より一名乃至三名を限度として議員を選舉するの制度を小選舉區制といふのである。

議會の權限

第四、議會、議院の權限は(一)法律案の協贊(二)憲法改正案の議定(三)緊急勅令の事後

諾否(四)歳出入豫算案の協賛及び決算の審査(五)緊急の財政處分の承諾等の權限がある。

衆議院の權限

又各議院は(一)上奏(二)建議(三)法律案の提出(四)請願受理(五)院内規則を制定すること等の權限がある。

議員の權利

なほ各議員は三十人以上の贊成を得て政府に質問し議案及び上奏建議案を發議し、自由に發言表決を爲す等の權利がある。

召集

第五、議會の召集、開會、閉會、解散及び議事

開會

通常議會は毎年之を召集せらる。會期は三箇月である。臨時緊急の必要ある場合には臨時に召集せらるゝことがある。

閉會

かくして召集せられたる議會は開會を以て議事を開始し、會期盡くれば閉會となる。衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日から五箇月以内に臨時議會を召集せらる。

解散

議事

兩院各〻總議員の三分の一以上の出席ある場合に於て始めて議事を開き決議を爲すことが出來る。其可否は出席議員の過半數を以て之を決するのである。若し可否相半ばする時は議長は職權を以て之を決すべきである。

第二節　國務大臣

國務大臣

第一、國務大臣

國務大臣は天皇を輔弼し其責に任ずるものである。輔弼とは大權の行使につき、意見を奉り、君主の行爲の適法且適當ならんことを務むるをいふのである。故に國務大臣はその任務を完うざるときは天皇に對してその責を負はねばならぬ。國務大臣が法律、勅令その他の國務に關する詔勅に副署をなすは卽ち

副署　その責任の歸する所を明にしたものである。副署とは御名に副へて署名することをいふのである。

樞密顧問　**第二、**樞密顧問　樞密顧問は天皇の諮詢に應へ且、重要なる國務を審議する諮詢機關であつて樞密院議長、顧問官等を以て組織せらる。

會計檢査院　**第三、**會計檢査院　會計檢査院は天皇に直隷し、國家の歲出入決算の審査及び國庫の財政を監督する機關である。院長一名、部長三名、檢査官十二名を以て組織せらる。

第三節　裁判所

司法權　**第一、**司法權の行使　司法權とは民事及び刑事の裁判をなす統治權の作用であつて

司法權の獨立　その行使は必ず獨立したる司法裁判所をしてこれを爲さしむる。而して裁判官がその裁判を爲すに當つては、他の一切の指揮、干渉を受くることなく自己の確信する所に從ひ、法規の適用、解釋を爲すのである。これを司法權の獨立といふ。裁判官が刑の宣告懲戒處分又は定年に達するの外、その職を免せらるゝことのないのは、この司法權の獨立を全うせしむるためである。

裁判所の種類　**第二、**通常裁判所の構成　通常裁判所の階級　通常裁判所には(一)區裁判所(二)地方裁判所(三)控訴院(四)大審院の四階級がある。區裁判所は單獨制であつて一人の判事が裁判の任に當る。地方裁判所、控訴院及び大審院は合議制であつて三人或は五人の判事が合議によつて裁判權を行ふのである。

審級制度

裁判所の職員

辯護士及び公證人

輕微なる事件は區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を第三審即ち終審の裁判所とする。その他の事件は地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を第三審即ち終審の裁判所とする。この制度を審級制度といふ。此制度は審理を愼重にすると共に法の解釋を一定するの利益がある。

裁判所の職員は判事、裁判所書記及び執達吏である。判事は主として裁判を司り、裁判所書記は主として訴訟記錄を司り、執達吏は主として動産に對する强制執行及び書類の送達を司るものである。なほ附屬職員に辯護士及び公證人等がある。辯護士は當事者の委任に依り、又は裁判所の命令に從ひ、裁判所に於て當事者の代理人となり、又はその辯護人となる職務を有するものである。公證人は人民の囑託に應じ民事に關する公正證書を作成する職務を有するものである。公正證書は、法廷に於て完全なる證據となるものである。

檢事局

各裁判所に檢事局を附設せられてある。檢事局には檢事を置く、檢事は主として刑事訴訟に干與し國家を代表して原告となり、公訴を提起し、法律の正當なる適用を請求することがその主なる權限である。

特別裁判所

第三、特別裁判所

特別裁判所とは特別の民事刑事を裁判する裁判所をいふ。陸海軍軍法會議、領事裁判權の行はるゝ土地の領事廳等である。

- ○統治機關
  - 一、帝國議會
    - 組織—兩院制度
      - 一、貴族院
        - 一、皇族議員
        - 二、公侯爵議員
        - 三、伯子男爵議員
        - 四、勅選議員
        - 五、多額納稅議員
      - 二、衆議院—各選擧區選出議員
    - 權限
      - 一、議會
        - 一、立法に參與する權限
        - 二、財政事務に參與する權限
      - 二、各議員
        - 一、上奏權　二、建議權　三、請願受理の權
        - 四、院內規則制定權　五、質問權
  - 二、國務大臣—天皇の諮詢に應へて重要なる國務を審議す
  - 三、樞密顧問—天皇輔弼・詔勅副署
  - 四、裁判所
    - 權限—司法權の行使
    - 組織
      - 單獨制—一、區裁判所（輕微事件）—第一審
      - 通常裁判所
        - 合議制
          - 二、地方裁判所—第二審—第一審（その他）
          - 三、控訴院——第二審——審級
          - 四、大審院—第三審—第三審——制度
      - 特別裁判所——陸海軍軍法會議・領事廳等

第三編　行政法

行政とは他の政務の範圍外に於て國家の安寧秩序を保持し、人民の幸福を增進することを目的とする一切の政務である。

第一章　行政官廳

第一節　行政官廳の意義

第一、行政官廳の意義

天皇の委任により國家の政務を擔任する職務權限を有するものを行政官廳といひ、官吏を以て之を組織する。

第二、中央官廳

中央官廳は國家の中樞に位し全國一般に亘る事務を掌る。

行政の意義

行政官廳の意義

中央官廳

內閣

內閣總理大臣

各省大臣

地方官廳

一、內閣　內閣は行政の方針を一定してその統一を保ち、最高の監督を行ふ合議制の官廳であつて、國務大臣を以て之を組織する。重要なる國務は閣議を經なければならぬ。

二、內閣總理大臣　內閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し、天皇の旨を承けて行政各部の統一を保つ、又その所管事務につき閣令を發する權限がある。

三、各省大臣　主任の行政事務を管理し、法令を執行し又は省令を發し、所屬の官吏を指揮監督する職權を有する單獨制の官廳である。內務、外務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信、鐵道の十省を設け各省に大臣一人を置かる。

補助機關に次官、局長、參事官、書記官、秘書官、屬等がある。

第三、地方官廳

府縣知事

郡長

島司

地方官廳は一定の地域内に於ける行政事務を管理する。

一、府縣知事　府縣知事は地方最上級の官廳である。主として內務大臣の指揮、監督を受け、法律命令を執行し、部內の敎育、衞生、警察、產業等の行政事務を管理す。又府縣令を發し、管內の郡長、島司、市町村長等を指揮監督し、非常急變の場合に臨んではその管內の靜謐を保つため師團長又は旅團長に移牒して出兵を要求する權限がある。

補助機關に內務部長、警察部長、理事官、警視、技師、視學、屬、警部、技手等がある。

二、郡長、島司　郡長は府縣知事の指揮、監督の下に郡內の行政事務を管理し、町村長を指揮監督す。又郡令を發する權限がある。島司の地位、權限は郡長と異なるところはない。

補助機關に書記、視學、技手等がある。

特別の土地の特設官廳

三、右の外、朝鮮總督、臺灣總督、關東長官、北海道廳長官、樺太廳長官、警視總監等の地方官廳があつて各〻その地の行政事務を掌る。

官廳

警視總監は內務大臣の指揮監督の下に東京府內の警察、消防及び衛生事務を管理す。

○官廳
- 一、中央官廳
  - 內閣
  - 內閣總理大臣
  - 各省大臣（內務、外務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信、鐵道の十大臣）
- 二、地方官廳
  - 一、普通の地方官廳—府縣知事—郡長、島司
  - 二、其他の地方官廳（朝鮮總督、臺灣總督、關東長官、北海道廳長官、樺太廳長官、警視總監）

第二章　自治團體

自治制度

第一、自治制度

同一區域內に住民し利害關係相近き人民の團體は自己の費用と自己の意思とによつて、その事務を處理するを以て最も適切なる政治を爲し得るのである。自治とはこの趣旨に從ひ國家の監督の下に地方團體又は公共團體自身がその意思と費用と機關とを以て團體の行政を行ふ制度である。この自ら治むる權利を自治權といふのである。

自治權

市町村

第二、市町村

市町村は一定の地域と住民と自治權とより成る下級の地方自治團體である。市は第一次に知事、第二次に內務大臣、町村は第

一次に郡長、第二次に内務大臣の監督を承け、市町村制の定むる所に從つてその事務を處理するのである。

一、住民　住民とはその市町村に住所を有する人民をいひ。市町村の財産及び營造物を共用する權利あると同時に、市町村費負擔の義務がある。住民の中、左の表の資格を有する者を公民とす。公民は普通住民の有する權利義務の外、更に特別の權利を有し義務を負ふものである。

○公民

一、資格	一、	帝國臣民（男子たること。）
	二、	二年以來市町村の住民となり、その市町村内に於て地租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むること。
二、權利	——市、町、村の選擧に參與し、市町村の名譽職に選擧せらるゝこと。	
三、義務	——市町村の名譽職を擔任する義務を負ふこと。	

二、市町村の機關　市町村には議決機關と執行機關とがある。

(イ)議決機關　市町村會は市町村の議決機關であつて選擧により市町村公民から選出せられたる市町村會議員を以て組織す。議員の任期は四箇年である。市會議員の選擧は直接市稅の納額により選擧人を二級に分ち、各級から議員定數の半を選出するのである。この制度を等級選擧といふ。町村會議員の原則として平等選擧であるが、町村條例によりて選擧人を二級に分つことが出來る。

市町村條例及び規則の設定、歲入歲出豫算、市町村稅の賦課方法、市町村有不動產及び基本財產の處分、財產及び營造物の管理方法等重要なる事項はすべて市町村會の議決を要する。又市には特に市參事會がある。市會の權限に屬する事項で

あつてその委任を受けたものゝ議決をなすものである。

執行機關

(ロ)執行機關　市町村長が即ちその執行機關である。助役の補助によつて市町村を統轄し市町村を代表して一切の事務を執行する。市長は有給吏員であつて任期は四箇年である。內務大臣は市會をして市長候補者三名を選擧推薦せしめ上奏、裁可を經て之を定める。町村長は町村會之を選擧して府縣知事の認可を受ける。その任期は四箇年である。助役は市町村長の推薦により市町村會之を定め、府縣知事の認可を受ける。市町村長に隷屬し之を補助し市町村長故障あるときはその代理をなすものである。

府縣の機關

第三、府縣　府縣は上級の地方自治團體である。

(イ)議決機關　府縣會及び府縣參事會之である。府縣會はその區域內にある市町村公民中から公選せられた府縣會議員を以て組織し、府縣の財政事項につき議決を爲す權限がある。府縣參事會は府縣知事、府縣高等官二名及び名譽職府縣參事會員數名から成る。その權限は主として府縣會の議決を補充するにある。

議決機關

府縣參事會は府縣會の委任を受けた事項及び臨時急施を要する事項を議決する權限を有するものである。

執行機關

(ロ)執行機關　府縣知事は行政官廳たると同時に自治團體としての府縣の執行機關である。府縣を統轄し、一切の行政事務を執行し、府縣を代表する權限を有するものである。

公共組合

第四、公共組合

公共組合は或特定せる公共事務を處理する目的を以て設け

られたる團體であつて、土地を要素としない。組合員を以て組織する。水利組合、重要物産同業組合、商業會議所これに屬する。

自治團體

○自治團體
- 地方自治團體
  - 成立——土地・人民・自治權
  - 機關
    - 一、議決機關（府縣會・府縣參事會／市町村會・市參事會）
    - 二、執行機關＝府縣知事・市町村長
- 公共組合
  - 一、同業組合
  - 二、水利組合
  - 三、重要物產組合
  - 四、商業會議所等

第四編　國際公法

國際公法

第一、國際公法

國際公法とは文明國相互の權利義務の關係を定めた法であつて文明國の認容した國家行爲の準則である。之に平時國際公法と戰時國際公法とがある。主として條約及び國際慣例より成る。

條約

條約とは二箇以上の國家の間に於て合意の上に結ぶ約束であつて當事國は共に之を履行する義務を負ふものである。通常全權委員の調印したる條約案を主權者が確認すること即ち批准に因りてその效力を生ずる。修好條約、通商條約、講和條約、萬國郵便條約、國際聯盟等である。

國際慣例

國際慣例とは文明國間に久しく行はれ、各國が互に法として遵守するに至りたるものをいふのである。

第二、國際法上に於ける國家の代表機關。

國際間に於ける國家の代表の機關は外交官及び領事官である。外交官とは外國に駐在して外交事務を取扱ふ官吏であつて、大使、公使これである。領事官とは外國に駐在し本國民の通商貿易等に關する事務を掌るものである。外交官の補助機關には參事官、書記官、通譯官、外交官補等がある。

第五編　刑法

刑法の意義

第一、刑法の意義

狹義に刑法を定義すれば刑法は犯罪となるべき行爲と、之に科すべき刑罰とを定めたる法律である。即ち刑法々典是である。

犯罪

有責行爲

第二、犯罪

犯罪とは刑罰法令に明示せられた有責不法の行爲をいふ。有責行爲たるが爲には責任を負ひ得る能力を有する者の故意又は過失に原づくことを要する。故に心神喪失者、滿十四歲以下の者の行爲は假令外形上犯罪の體樣を備へても之を罰せず、又は輕減することが出來る。（刑三九條、四〇條、四一條）

不法行爲

不法行爲とは違法に他人の權利を侵害したる行爲をいふ。故

に法令又は正當の業務による權利行爲又は急迫不正の侵害に對し自己又は他人の權利を防衛するがため己むを得ざるに出でたる正當防衛及び現在の危難を避けんがため己むを得ず他人の利益を侵害する緊急行爲等は犯罪とはならない。（刑三六條三七條）

正當防衛
緊急行爲

第三、刑罰

刑罰の意義

刑罰とは國家が犯人の有する利益を剝奪することをいふのである。その利益の種類により(一)生命を奪ふ死刑(二)身體の自由を奪ふ懲役、禁錮、拘留(三)財産上の利益を奪ふ罰金、科料、沒收の三種に區別せらる。（刑九條乃至一八條）

刑罰の種類

刑の執行猶豫　犯人の改悛を促すために二年以下の懲役又は禁錮なること、過去七年以内に禁錮以上の刑に處せられたことなきこと等の條件を備ふる者に刑の執行を猶豫し、その猶豫期間内に犯罪をなさず刑に處せらるゝことなきときは刑の言渡の效力を

刑の執行猶豫

失はしむる制度である。（刑二五條）

假出獄　懲役又は禁錮に處せられたもの改悛の狀あるときは有期刑に付てはその刑期の三分の一無期刑に付ては十年を經過した後行政官廳の處分を以て假に出獄を許すことが出來る。（刑二八條）

刑罰の種類

第六編　民　法

民法の意義
民法は普通私法である

民法は人が通常生活を爲すに當つて生ずべき諸種の關係を規定しある法律である。即ち民法には財産上及び人事上の事項につき何人についても普通生じ得べき關係を規定してある。

第一章　總則（民法總則には各種の權利及び法律關係につき共通なる規定を設けてある）

人の意義

第一節　人（民一條乃至八七條）

第一、自然人

權利の主體即ち私權を享有し義務を負擔し得る者は法律上の人格者であつて之を人といふ。人を別ちて自然人及び法人とする。

權利能力

自然人が權利の主體たり得る能力即ち權利能力の享有は出生に始まり死亡に因りて消滅するを原則とする。（民一條）

法人の意義

第二、法人

法人とは或目的のために集合せる人の團體及び或目的のために供せられたる財産の團體にして權利の主體たり得るものである

法人の種類

法人は之を分ちて公法人及び私法人と爲す。國家、府縣、市町村等は公法人であつて諸種の會社及び或種の學校、病院等は私法人である。私法人はその目的により公益法人と營利法人とに分ち、その組織の差異により社團法人と財團法人とに分つ。

營利法人は又その目的により農業林業鑛業等を營む民事會社と商行爲を爲すを業とする商事會社とに分ち、その組織により合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四種に分つ。（商四三條）

法人の機關

法人には業務執行の機關たる理事と監督の機關たる監事とがある。なほ社團法人には社員總會があつて法人の意思を決し財團法人には通常寄附行爲を以て設けたる評議員又は委員などがあつて法人の意思を決定する。

人

○人
- 一、自然人（出生に因つて權利義務の主體たり得る者）
- 二、法人（自然人に非ずして權利義務の主體たることを認められたるもの）
  - 類種
    - 一、公法人（國家、府縣郡市町村、商業會議所）
    - 二、私法人
      - （甲）一、社團法人
        - 二、財團法人（公益法人あるのみ）
      - （乙）一、公益法人
        - 二、營利法人（民事會社、商事會社、株式會社、株式會社）
  - 機關
    - 一、執行機關―理事、取締役（株式會社）
    - 二、監督機關―監事、監査役（株式會社）
    - 三、議決機關―總會（社團法人）

物の意義

第二節　物（民八五條乃至八九條）

我民法に於て物とは有體物をいふ。有體とは人間以外に於て空間の一部を占むる物をいふのである。故に光、熱、音、色、味の如きものは物ではない。

電氣は刑法上物と看做されてゐる。

物は私權の客體たり得ることを要するから日月星辰の如く私權の客體と爲すこと出來ないものは民法上の物ではない。

物の種類

物には種々の區別があるが就中重要なるものは動産と不動産、主物と從物、元物と果實とである。

動産と不動産

不動産とは土地及び土地の定着物をいひ動産とは不動産以外の物をいふ。（民八六條）

主物と從物

主物とは物の實用の目的の爲め他物が之に對して附從の關係にある物をいひ、從物とは主物に對して附從の關係にある物をいふ。

元物と果實

元物とは果實を産出する物をいひ、果實とは元物より産出するものであつて別ちて天然果實と法定果實の二種とする。

法律行爲の意思

- 一、動産及び不動産
  - 一、區別の標準
    - 一、土地及び土地の定著物＝不動産
    - 二、然らざる其他の物＝動産
  - 二、區別の實益
    - 物權讓渡、取得時效、裁判管轄、
    - 強制執行、無主物先占等に差異あり
- 二、主物及び從物（物をいふ）
  - 一、區別の標準
    - 一、主物の所有者が其物の常用に供せんが爲めに之に附屬せしめる物＝從物
    - 二、從物に對して主たる關係に立つ物＝主物
  - 二、區別の實益
    - 從物は主物の處分に隨ふ（八七）
- 三、元物及び果實
  - 一、區別の標準
    - 一、果實を產出する物＝元物
    - 二、元物より產出する物＝果實
  - 二、區別の實益
    - 一、天然果實は其元物より分離する時に之を收取する權利を有する者に屬す
    - 二、法定果實は之を收取する權利の存續期間日割を以て取得す（八九）

第三節　法律行爲（民九〇條乃至一三七條）

權利の得喪、變更の原因となる種々の法律事實中その主要なる部分を占むるものは法律行爲である。法律行爲とは人が私法上の效果（即ち私權の發生、消滅、移轉、變更等）を生ぜしめんとする意思表示を爲したるがため法律がこれにその效果の發生を認むる事實をいふ。故に法律行爲の行爲者は常に判定の意思の存在がなければならぬ。意思のない動作は常に必ず法律行爲とはならない。又假令意思があつても私法上の效果を目的としないものは法律行爲とはならない。例へば友人を戒しむる行爲、又は友人に散步を促す行爲、商業上の照會又は紹介等は法律行爲でない。

法律行爲の種類

法律行爲には單獨行爲と契約の二種ある。單獨行爲とは當事者の一方の一個の意思表示に因りて成立する法律行爲をいふ。例へば催告、承認、追認、取消、解除、遺贈、遺言、寄附行爲等である。契約とは又雙方行爲ともいひ、交換的に爲されたる二個以上の意

思の合致に依りて成立する法律行爲をいふ。例へば賣買、交換、寄託、保險、婚姻、養子緣組等である。

行爲能力

有效に法律行爲を爲し得る力を行爲能力といふ。人は等しく權利能力の主體たり得れども、すべて行爲能力を有するものではない。智能の程度身分上の關係又はその他の理由によつて制限せらる。行爲能力に制限ある者を無能力者といふ。民法上の無能力者は未成年者、禁治產者、準禁治產者及び妻である。

未成年者

一未成年者　未成年者とは滿二十歲に達しない者をいふ。未成年者が法律行爲を爲すには原則として法定代理人（父母又は後見人）の同意を要する。同意を得ないで爲したる行爲は本人又は法定代理人から取消することが出來る。（民三條四條五條六條）

禁治產者

二禁治產者　禁治產者とは心神喪失の常況にあるがため裁判所より禁治產の宣告を受けたる者をいふ。禁治產とは財產に關する行爲の能力を制限することを意味する。禁治產者は之を後見人に附し、その身體を看護し、又その財產を管理せしむ。禁治產者が獨立で爲したる法律行爲は本人又は法定代理人たる後見人から取消すことが出來る。（民七條八條九條）

準禁治產者

三準禁治產者　準禁治產者とは心神耗弱、聾、啞、盲又は浪費のために裁判所より準禁治產の宣告を受けた者をいふ。準禁治產者には保佐人を附する。準禁治產の宣告を受けた者が重要なる財產上の行爲を爲すには保佐人の同意を得なければならぬ。此制限に反して得したる行爲は準禁治產者から取消すことが出來る。（民一一條乃至一三條）

妻

四、妻　妻とは有夫の女子をいふ。妻が夫の利益を害すべき或

行爲能力制限の理由

種類の行爲を爲すには成年に達したると否とに拘らず夫の許可を受けなければならぬ。此制限に反して爲したる行爲は夫又は妻より取消することが出來る。然れども夫の許可を得て營業を爲す妻はその營業に關しては獨立人と同一の行爲能力がある。（民一四條、一五條）

法律が未成年者、禁治產者及び準禁治產者を無能力者と爲すのは何れも本人の利益を保護するがためであるが、妻を無能力者と爲すは夫權の保護、一家の平和を維持するがためである。

法律行爲

○法律行爲

一、意　義（權利の發生、變更又は消滅を目的とする意思表示）

二、法律行爲の種類

一、單獨行爲（催告、承認、追認、取消、解除、遺贈、遺言、寄附行爲等）

二、契　約（賣買、交換、寄託、保險、綠組等）

三、無能者（行爲能力に制限ある者）

一、未成年者（一、意義＝滿二十歲に達しない者　二、理由＝智能發達不充分、本人保護）

二、禁治產者（一、意義＝平常心神喪失の狀況にあるため禁治產の宣告を受けたる者　二、理由＝健康上の理由、本人保護）

三、準禁治產者（一、意義＝心神耗弱、聾、啞、盲、浪費のため準禁治產の宣告を受けたる者　二、理由＝健康上の理由、本人保護）

四、妻（一、意義＝有夫の女子　二、理由＝夫權の保護、一家の平和維持）

物權の意義

第二章　物權法（物權法には有體物に關する法律關係を規定してある）

第一、物權の性質

物權とは直接に特定の物を支配する對世權をいふ。對世權と

は一般の人をして權利を有する者と權利の目的たる物との間に存ずる關係を尊重せしめ、之を侵害せざる消極的義務を負擔せしむる權利をいふ。例へば予は此時計の所有權なる物權を有するが故に何人に對しても之を主張することが出來る。また何人も予の此所有權を侵害すべからざる義務を負ふものである。債權のやうに唯債務者なる特定人に對してのみ主張し得る對人權ではない。

對世權

對人權

第二、物權の效力　物權は直接に特定の物を支配する對世權なる結果として左の三種の效果を生する。

請求追

一、物權は物上請求權を生ず。　物權を有する者はその物權を侵害せられた場合には、侵害者に對して物の返還、原狀回復、妨害排除及び損害賠償の請求をすることが出來る。

追及權

二、物權は追及權を生ず。　物權を有する者はその權利の目的たる物が何人の手に歸するもその物に追從してその權利を主張することが出來る。

優先權

三、物權は優先權を生ず。　物權を取得したる者は後日に至り同一物につき數個の權利が競合したる場合に他の權利に先んじてその權利を行ふことが出來る。

第三、物權の種類　物權の效力は上述の如く强大であるから、各人の任意にかゝる權利を創設せしむることを認むるときは權利關係の紛爭を生じ、却て社會の公益を害するに至る恐がある。故に法律は特に物權の種類を限定し、それ以外の物權は任意に創設することを許さ

占有權の意義

占有權の效力
果實取得の權利
占有保持の訴
占有保全の訴
占有回收の訴
所有權の意義

所有權の三作用

ない。卽ち我民法の認めた物權は左の九種である。（民一七五條）

一、占有權　占有權とは自己の利益の爲めにする意思を以て物を所持するに因り取得する權利をいふ。（民一八〇條）

占有權を有する者は、占有物の果實を取得し、占有を妨害せられたとき又はその豫防並に損害の賠償を請求し、且つ占有を奪はれたるときは物の返還及び損害の賠償を請求することが出來る。

二、所有權　所有權とは法令の範圍内に於て物の使用、收益、處分等一切の支配を爲し得る權利をいふ。（民二〇六條）物權中最も完全にして强大なる效力を有する權利である。使用とは物を自己の利益の爲めに用ふるをいひ、收益とは物の果實を收穫し利子を取得するをいひ、處分とは隨意に讓與し消費し變質する等を爲すをいふのである。

所有權の取得原因

所有權を取得する原因は賣買、讓渡等の法律行爲に因る外、先占、遺失物の拾得、埋藏物の發見、添附等である。

共有

二人以上が同一物に對して所有權を有するとき之を共有といふ。共有者は共有物の全部につき、その持分の割合に應じたる所有權がある。（民二四九條）

土地の所有權

土地の所有權は法令の範圍内に於て土地の上下に及ぶ。土地の所有權に附隨して隣地使用權、袋地通行權、境界權、用水權、圍障權等の隣地權がある。

地上權の意義

三、地上權　地上權とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲めにその土地を使用する權利をいふ。法律上は年限に制限はない。（民二六五條）

地代

地上權の設定は必ずしも有償たることを要しない。然れども地代を支拂ふのが普通である。地代は金錢を以て之を支拂ふのが原則である。但當事者は金錢に代ふるに物の物を以てすることが出來る。

永小作權

四、永小作權　永小作權とは小作料を拂つて他人の土地に耕作又は牧畜を爲す權利をいひ、（民二七〇條）その權利者を永小作人といふ、永小作人は土地に永久の損害を生ずる變更を加ふることは出來ない。その存續期間は廿以上五十年以下である。

地役權

五、地役權　地役權とは他人の土地を自己の土地の便益に供する權利をいふ。（民二八〇條）例へば甲地を通過して乙地の爲めに用水を引く水路を設くる類である。甲地を承役地といひ乙地を要役地といふ。要役地、承役地はその所有者に變更が

留置權

あつても恰も土地が權利又は義務を有するが如き外觀を呈し依然として存續するものである。

留置權者の權利義務

六、留置權　留置權とは適法に他人の物を占有する者がその物に關して生じたる債務の辨濟を受くるまで辨濟期到來後繼續してその物を占有する權利をいふ。（民二九五條）例へば時計の修繕を依頼せられたる者がその修繕料を受くるまで時計を留置し得るが如きである。留置權者は善良なる管理者の注意を以て留置物を保管する義務を負ひ、留置物に關して爲した必要費を償還せしむる權利がある。

先取特權

七、先取特權　先取特權とは法律の規定に依り一定の債權を有する者が債務者の財產に付き他の債權者に優先して自己の債權の辨濟を受くる權利をいふ。（民三三〇第三）例へば葬式の費

用、雇人の供給、日用品の供給等に原づく債權は先取特權を有するが如きである。

質權の意義

八、質權　質權とは債權の擔保として債務者又は第三者より受取りたる物を占有し、且その物に付き他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利をいふ。（民三四二條）故に質權の成立には債權者がその目的物を受取りて之を占有することを必要とする。また不動産質權者は登記をせなければ第三者に對抗することは出來ない。

質權の成立要件

質權者は競賣法の規定に從つて質物を競賣しその代金を以て自己の債權の辨濟に充つることが出來る。然れども質權者は質物を以て直に債權の辨濟に充當し又は競賣法に依らないで質物を處分することは出來ない。但質屋は例外である。

質權の實行

抵當權の意義

抵當權と質權との差異

抵當權の實行

九、抵當權　抵當權とは占有を移さないで債務者又は第三者が債務の擔保に供したる不動產に付き他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利である。（民三六九條）質權と同じく債權擔保の用をなすものなれど、不動產に付きてのみ存し且占有を程さないことは質權と異る點である。

抵當權者は競賣法の規定に從つて不動產を競賣し抵當權の順位に從びその代金を以て各自の債權の辨濟に先つることが出來る。

物權の對抗條件

動產に關する物權の讓渡はその引渡さなければ第三者に對抗することは出來ない。（民一七八條）

又不動產に關する物權の得喪及び變更は不動產登記法の定むる

所に從つてその登記を爲なければ第三者に對抗することは出來ない。（一七七條）

○物　權
- 一、意　義——直接に特定の物を支配する對世權である
- 二、效　力（一、請求權を生ず——物の返還・損害賠償・原狀回復等の請求權
  二、追及權を生ず——物に追從して權利を主張し得
  三、優先權を生ず——物權は債權に、前の物權は後の物權に優先す）
- 三、種　類（(一)占有權　(二)所有權　(三)地上權　(四)永小作權　(五)地役權　(六)留置權　(七)先取特權　(八)質權　(九)抵當權）
- 四、物權の對抗條件（一、動　産＝引　渡　二、不動產＝登　記）

第三章　債權法（債權法には特定の人が特定の人に對して行爲、不行爲を要求する權利關係を規定してある。）

債權の意義

第一、債權とは特定の人に對して一定の行爲、不行爲を要求する權利をいふ。權利を有する者を債權者といひ、行爲、不行爲の義務を負ふ者を債務者といふ。

第二、債權の效力（民四一二條乃至四二六條）

債務者が遲滯なくその債務を、履行すれば債權は毫もその效力を妨げられることはない。然れども債務者が任意に債務を履行しないときは債權者は裁判所に訴へて履行を强制することが出來る。また不履行の爲めに生じたる損害を賠償せしむることが出來る。又法律は債權者保護の爲めに代位權及び取消權なる權利を與へてある。（民四一四條乃至四一五條）

強制履行

損害賠償

第三、債權の發生原因

債權は法律行爲又は法律行爲以外の事實より發生するものであつて、その主要なる原因は契約、事務管理、不當利得、不法行爲の

債權の發生原因

對人權

四種である。

契約の意義

(甲)契約　契約とは私法上の效果を生ぜしむることを目的とする二人以上の意思表示の合致に因り成立する法律行爲をいふ。

申込と承諾

その一方の意思表示を申込といひ、これに對する他の一方の意思表示を承諾といふ。例へば甲が乙に對して金千圓でその所有の馬を賣渡すべき意思表示(申込)をした場合に乙がその意思表示に對し千圓でその馬を買受くべき意思表示(承諾)をしたときは甲乙二人の意思表示は互に相一致し茲に完全なる一の賣買契約が成立することになる。

契約自由の原則

民法には十三種の契約を規定してあるが善良の風俗又は公の秩序に反せざる限は如何なる内容を有する契約を締結するも自由なるを原則とする。(民九〇條)

契約の種類

一、賣買　賣買とは當事者の一方が或財産權を相手方に移轉することを約し相手方が之にその代金を支拂ふことを約することに因り成立する契約をいふ。その財産權移轉の義務を負ふ者を賣主といひ、代金支拂の義務を負ふ者を買主といふ。(民五五條)

賣主
買主

二、交換　交換とは當事者が互に金錢に非ざる物の所有權又はその財産權を移轉することを約するに因りて成立する契約をいふ。例へば土地の所有權と家屋の所有權とを換ふることを約するのは交換である。(民五八六條)

交換

三、贈與　贈與とは當事者の一方が自己の財産を無償で相手方に與ふる意思を表示し相手方が之が承諾をするに因りて成立する契約をいふ。財産を與ふる意思を表示した者を贈與者といひ、之を受くる者を受贈者といふ。(民五五四條)

贈與

消費貸借

使用貸借

賃貸借

四、消費貸借　消費貸借とは當事者の一方が相手方から金錢その他の物を受取り後に至り同種同質同量の物を返還することを約するに因りて成立する契約をいふ。例へば金錢貸借、米穀貸借の如きは消費貸借である。（民五七條八）

五、使用貸借　使用貸借とは當事者一方が無償で相手方から或物を受取り使用及び收益を爲したる後その物を返還することを約するに因りて成立する契約をいふ。その貸借の目的物が消費物でないこと並に必ず無償なるべきことは消費貸借と異るところである。（民五三條五五）

六、賃貸借　賃貸借とは當事者の一方が相手方に或物の使用及び收益を爲さしめ相手方が之に對して賃金を拂ふことを約するに因りて成立する契約をいふ。借家、借地及び諸種の損料貸

雇傭契約

請負

は賃貸借である。（民六一條〇）

七、雇傭契約　雇傭契約とは當事者の一方が相手方に對して勞務に服することを約し相手方が之にその報酬を與ふることを約するに因りて成立する契約をいふ。商業使用人、僕婢その他被用者の雇入等は之に屬する契約である。（民六三條二）勞務は因より肉體上のものに限らない。學術、技藝等精神上のものをも包含するものである。報酬は金錢たるを要しない。飲食、衣服又は住居の給與も報酬とすることが出來る。

八、請負　請負とは當事者の一方が或仕事を完成することを約し相手がその仕事の結果に對して之に報酬を與ふることを約するに因りて成立する契約をいふ。土木建築の請負、物品製造の引受等は請負契約の適例である。（民六三條二）

委任

寄託

消費寄託

組合

九、委任　委任とは法律行爲を爲すことを相手方に委任し相手方が之を承諾するに因りて成立する契約をいふ。商品の委託販賣は委任の適例である。（民六四條）

一〇、寄託　寄託とは當事者の一方が相手方に物の保管を委託してその者を相手方に引渡し相手方が之を承諾するに因りて成立する契約をいふ。保管を約する者を受寄者といひ、その相手方を寄託者といふ。寄託の一種に消費寄託と稱するものがある。消費寄託とは受寄者に於て寄託物を消費することが出來るものであつて寄託物と同種、同質、同量の物を返還する義務を負擔するものをいふ。銀行預金はその適例である。（民六五條）

一一、組合　組合契約とは二人以上の當事者が出資を爲して共同の事業を營むことを約するに因りて成立する契約をいふ。

組合と差社との差異

終身定期金

和解

組合契約に因りて生ずる團體を組合といひ、當事者を組合員をいふ。組合は組合員を離れて獨立の人格を持たない。この點に於て等合は會社と區別せらる。（民六六條）

一二、終身定期金　終身定期金とは當事者の一方が自己相手方又は第三者の死亡に至るまで定期に金錢その他の物を相手方又は第三者に給付することを約するに因りて成立する契約をいふ。この契約は自己の餘生を樂み或は妻子の生活を安定せしめ又は功勞ある人に對して終身生活の費用を給する場合等に取結ばれるものである。給付を受くる者を定期金債權者といひ、給付を爲す者を定期金債務者といふ。（民六八條）

一三、和解　和解とは當事者が互に讓歩してその間に存する爭を止むることを約するに因りて成立する契約をいふ。（民六九條）

事務管理

木人の義務

不法行爲

(乙)事務管理　事務管理とは法律上の義務なくして他人のためにその事務を管理する法律事實をいふ。管理を爲す者を管理者といひ管理せられる者を本人といふ。管理を始めたる管理者は本人の利益に最も適したる方法で管理を繼續せねばならぬ。本人は管理の爲め支出したる有益なる費用を返還せねばならぬ。(民六九七條)

(丙)不當利得　不當利得とは法律上の原因なくして他人の財産又は勞務に因り利益を受け之が爲に他人に損害を及ぼしたる法律事實をいふ。債權なくして辨濟を受けたるが如きはその一例である。その利益を受けたる者を受益者といふ。受益者はその利益の存する限度に於て之を返還せねばならぬ。(七〇三條)

(丁)不法行爲　不法行爲とは故意又は過失に因りて他人の權利を侵害を生ぜしむる行爲をいふ。不法行爲者を加害者といひ、侵害せられたる者を被害者といふ。加害者は不法行爲に因る損害を賠償する責任を負はねばならぬ。(民七〇九民)

加害者と被害者

債權の讓渡

債權の消滅原因

第四、債權讓渡(三四四六條乃至四七四條)

債權は任意に讓渡し得るを原則とする。然れども債權の性質上讓渡を許さないもの例へば雇傭契約、委任契約等の如き當事者の一身に着眼して締結する契約より生ずる債權は之を讓渡することは出來ない。又當事者の意思によりてその讓渡を禁したるもの例へば禁轉文句ある銀行の定期預證書、手形、倉庫證券等は之を讓渡することは出來ない。

第五、債權の消滅(民四七四條乃至五二〇條)

債權は解除條件の成就、消滅時效の完成、履行不能當事者の死亡

辨濟　破產禁治で治に因りて消滅するが民法が規定する消滅原因は辨濟、代物辨濟、供託、相殺、更改、免除及び混同である。就中重要なるものは辨濟及び相殺である。

一、辨濟とは債權者が債權の目的たる給付を爲すに因りて債權を消滅せしむる行爲をいふ。例へば借りたる金錢を返還し、賣約したる商品を引渡すが如きは辨濟である。

相殺　二、相殺は二人互に債權を有し債務を負ふ場合に於て互にその債權を以て債務の辨濟に當て雙方の債權債務を同時に消滅せしむることをいふ。通常差引勘定と稱するものである。

○債權
- 一、意義＝特定の人に對して特定の行爲、不行爲を要求することを内容とする權利（對人權）
- 二、效力（一、覆行の請求權　二、損害賠償の請求權等）
- 三、發生原因（一、契約（贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解（十三種）　二、事務管理、不當利得、不法行爲）
- 四、讓渡（一、原則＝自由なるを原則とす　二、例外（一、性質上＝雇傭、委任契約より生ずる當事者の意思＝禁轉文句ある證券）
- 五、消滅（辨濟、代物辨濟、供托、相殺、更改、免除及び混同等）

第四章　親族法

（親族法は親族に關するものであつて親族の範圍及び其種類、戸主、家族、婚姻、親子關係、後見、親族會、扶養等に付て規定してある。）

第一、親族關係及び親等（民七二五條乃至七三一條）

親族とは（一）六親等内の血族（二）配偶者（三）三親等内の姻族をいふ。

血族、配偶者、姻族

親系の意義

親系の種類

尊屬親卑屬親

親等

血統の連結する者を血族といひ、夫及び妻は互に配偶者であつて、配偶者の一方と他の一方の血族とは互に姻族である。血統連絡の關係を親系といふ。親系を分ちて直系親及び傍系親とする。直系親とは自己の出でたる者又は自己より出でたる者をいふ。例へば祖父母孫の如きである。傍系親とは自己と祖先を同うし直下しないで横に連れる者をいふ。例へば兄弟、姉妹、伯叔父母、甥從兄弟等である。而して自己の出でたる血族を尊屬親といひ、自己より出でたる血族を卑屬親といふ。例へば祖父母又は父母の如きは自己の直系卑屬親であつて、伯叔父母等は自己の傍系尊屬親である。又子及び孫等は自己の直系卑屬親である。又親族間の世數を算して親族間の遠近を表す者を親等といふ。

親族表

太き線で連絡したのは直系であつて細き線で連絡したのは傍系である

數字は親等を示すのである

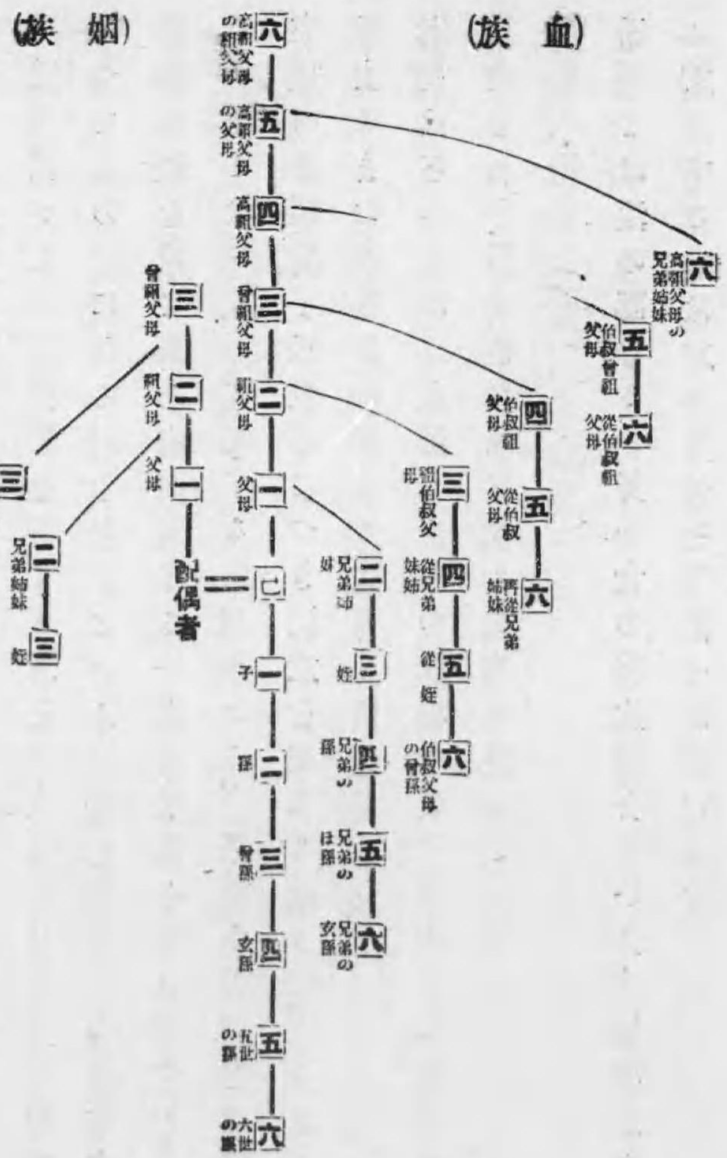

戸主及び家族の意義

家及び氏の意義

戸主の権利

戸主の義務

家族の権利義務

婚姻の意義

第二、戸主及び家族（民七三二條乃至七六四條）

一家の長として戸主権を有する者を戸主といひ、戸主の親族であつてその家に在る者を家族といふ。而して戸主の統轄する親族團體を家と稱し家が有する一家の名稱を氏と稱する。

戸主権とは家族を支配する権利をいふ。家族の居所を指定し家族の婚姻、養子縁組等につき同意を與ふる如き権利である。

戸主はまた家族を扶養する義務を負ふ。

家族はその家の氏を稱し、戸主の扶養を受け、財産を特有するの権利を有し、戸主権に服従する義務を負ふ。

第三、婚姻（民七五一條乃至七五九條）

婚姻とは法の認むる一男一女の終生結合をいふ。婚姻が有效に成立するには左の要件を具備せねばならぬ。

婚姻の要件

一、當事者の合意あること。

二、男は滿十七歳、女は滿十五歳以上たること。

三、現に配偶者非ざること。

四、女は前婚の解消又は取消の日から六ケ月を經たること。

五、姦通者と相姦者との間に非ざること。

六、直系血族又は三親等の傍系血族又は直系血族の間に非ざること。

七、子は其家に在る父母の同意を得ること。但男が滿三十歳に達し又は女が滿二十五歳に達したるときは此限ではない。

八、當事者及び成年の證人二人以上より市町村長に届出を爲すこと。

婚姻の效果

妻は婚姻に因つて夫と同居を爲し、夫妻は互に扶養の義務を負

婚姻の解消

ひ、夫は婚姻より生ずる一切の費用を負擔する義務を負ふ、又夫は妻の財産に付き使用收益を爲す權利を有するのである。

婚姻は離婚に因つて解消する。離婚には協議上の離婚と裁判上の離婚とがある。

實子

第四、親子（民八二〇條乃至八七六條）

親子に實親子と養親子とがあり、實子に(一)婚姻に因つて生れたる嫡出子(二)婚姻に因らないで生れたる私生子(三)私生子を父が認知したる庶子とがある。

養子

養子の種類

養子とは他人の子を入れて自家の子と爲したる子をいふ。普通養子、婿養子、夫婦養子、遺言養子の區別がある。何れも養子たる身分に於て異なることはない。養子は養子緣組の日より嫡出子たる身分を取得し、緣組の日より養親の家に入る。尊屬又は年長者を養子とすることは出來ない。また法定の推定家督相續人たる男子ある場合には女婿と爲すためにする場合の外、男子を養子と爲すことは出來ない。

緣組の效力

養子緣組の成立要件

第五、親權（民八七七條乃至八九七條）

親權とは父又は母が家に在る子の身上又は財產上の監督保護を目的とする權利をいふ。親が子を監督保護敎育するのは權利たると同時に義務である。子はすべて獨立の生計を營むまでは親權に服從せねばならぬ。

後見の意義

第六、後見（民九〇〇條乃至九四三條）

後見とは親權の保護を受けない未成年者又は禁治產者の身體財產を保護監督し及び此等の者を代表して法律行爲を爲すことをその職務とする制度をいふ。

後見人の事務

後見人は未成年者に對して監護教育及び財産管理等を爲し禁治産者に對しては、その療養、看護及び管理等の任に當る。後見人は後見の事務を行ふに付き後見監督人及び親族會の監督を受くるものである。

第五章　相續法

（相續法は相續即ち戸主權が喪失する法定の原因又は家族の死亡に因りて權利義務が包括的に移轉することに關する規定である。）

我國に於ては家族制度と個人制度とを併用する結果として相續にも家督相續と遺産相續との二種がある。

第一節　相續の種類

第一、家督相續（民九六四條乃至九七一條）

家督相續とは法定の原因に因つて戸主が戸主權を喪失した場合に家督相續人が前戸主の有する權利義務を包括的に承繼することをいふ。學者之を身分權の相續と稱する。

身分權の相續

家督相續の開始原因

家督相續は戸主の死亡、隱居、女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚等の原因によつて開始する。家督相續人の種類及びその順位は次の如くである。

家督相續人の種類

(一)法定の推定家督相續人(二)指定の家督相續人(三)選定家督相續人(第一種)(四)法定の家督相續人(五)選定家督相續人(第二種)

直系卑屬の家督相續位

(一)は直系卑屬(二)は被相續人が指定したる相續人(三)は父母又は親族會が被相續人の配偶者兄弟姉妹等より選定したる相續人(四)は被相續人の家にある直系卑屬(五)は(三)に擧げた者以外より選定したる相續人である。

被相續人の家族たる直系卑屬は次の順位に從つて家督相續人と爲る。

一、親等の異る者の間に在りてはその近き者を先にす。

二、親等の同しき者の間に在りては男を先にす。
三、親等の同しき男又は女の間に在りては嫡出子を先にす。
四、親等の同しき嫡出子庶子及び私生子の間に在りて庶子は女子と雖も之を私生子より先にす。
五、前四號に掲げたる事項に付き相同しき者の間に在りては年長者を先にす。

以上述べたるところに從つて家督相續人たる者がない場合に前掲第二種以下の家督相續人がその順位に從つて家督相續人と爲るのである。

遺産相續の意義

遺産相續の開始原因

遺産相續の順位

第二、遺産相續（民九二條乃至一〇一六條）

遺産相續とは家族の死亡に因りその財産に屬する權利義務を包括的に承繼するをいふ。

遺産相續は家族の死亡に因りて開始する。遺産相續人には法定の推定相續あるのみである。通常被相續人の直系卑屬であるが、（一）親等の異る者の間に在りてはその近き者を先にし（二）親等の同しき者は同順位に於て遺産相續人と爲る。

相續分

相續人が數人あるときは各相續人の相續分は均一である。唯庶子及び私生子の相續分は嫡出子の二分の一とする。直系卑屬ないときは配偶者直系尊屬、戶主は順次その相續人と爲る。

第一節　相續の承認及び拋棄（民一〇二三條乃至一〇四〇條）

家督相續人及び遺産相續人は自己の爲めに相續開始のありたることを知りたるときより三箇月以內に相續の單純承認、限定承認若くは拋棄を爲さねばならぬ。相續人がこの期間內に限定承認又は拋棄を爲さなかつたときは單純承認をしたものと看做さる。

承認

拋棄

限定承認

相續人が限定承認をするときは三箇月以內に財産目錄を調製して之を裁判所に提出し、限定承認をなす旨を申述べねばならぬ。限定承認をしたときは相續人は唯相續したる財産の限度に於て

のみ被相續人の債務及び遺贈を辨濟すべき義務を負ふのである

遺言の意義
遺贈
遺言の方式
普通方式
特別方式

第三節　遺言（民一〇六〇條乃至一一二九條）

遺言とは人が自らその死後に效力を生ぜしむる目的を以てする要式の單獨行爲をいふ。遺言により無償で他人に財產權を與ふるを遺贈といひ之を受くる者を受遺者といふ。

遺言は要式行爲であるから法定の形式を履まないものは效力がない。而してその方式に普通方式と特別方式との二樣ある。普通方式に自筆證書、公正證書及び秘密證書の三種ある特別方式は疾病その他の事由により死亡の危急に迫つて居る者、傳染病のため交通遮斷の場所にある者、從軍中の軍人、軍屬、艦船中にある者、外國にある者等が遺言を爲す場合に於ける簡易なる方式である。

遺言の效力
遺言の取消
遺言書の檢認

遺言は遺言者の死亡に因つてその效力を生する。故に遺言者はその生存中何時でも遺言の全部又は一部を取消すことが出來る。

遺言書の保管者は公正證書による遺言を除く外相續の開始を知りたる後遲滯なく之を裁判所に提出してその檢認を請求せねばならぬ。その封印せられたるものは裁判所で開封すべきである。

遺留分の意義
遺留分制度を設けたる理由

第四節　遺留分（民一一三〇條乃至一一四六條）

遺留分とは被相續人が遺贈又は相續開始前一箇年間に爲したる贈與に因つて減損せらるゝことなくして相續人が必ず受くべき財產をいふ。遺留分制度は一家親族の生存發達を計るためである。法定家督相續人たる直系卑屬に對して被相續人の

遺留分の割合

財産の半額、その他の家督相續人に對しては三分の一とし、財産相續にては相續人たる直系卑屬は半額、配偶者又は直系尊屬は三分の一とする。

○相續
- 一、家督相續（戸主の權利義務承繼）
  - 開始の原因
    - 一、戸主の死亡・隱居
    - 二、女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚
  - 相續人及びその順位
    - 一、法定の推定家督相續人
      - （一）近親を先にし
      - （二）男を先にし
      - （三）嫡出子を先にし
      - （四）年長者を先にす
    - 二、指定の家督相續人
    - 三、選定家督相續人（第一種）
    - 四、法定の家督相續人
    - 五、選定家督相續人（第二種）
- 二、遺産相續（家族の權利義務承繼）
  - 開始原因—家族の死亡
  - 相續人—直系卑屬等
- 三、承認
  - 單獨承認
  - 限定承認
- 四、拋棄—（法定の推定家督相續は相人續の拋棄をなすことは出來ない）
- 五、遺言
  - 一、意義—死後の處分を目的とする要式行爲
  - 二、方式
    - 一、普通方式
      - 一、自筆證書
      - 二、公正證書
      - 三、秘密證書
    - 二、特別方式
- 六、遺留分
  - 家督相續人
    - 一、法定家督相續人　1/2
    - 二、指定家督相續人　1/3
    - 三、選定家督相續人　1/3
  - 遺産相續人
    - 一、直系卑屬　1/2
    - 二、配偶者　1/3
    - 三、直系尊屬　1/3

第七編　商　法

第一章　總　則

第一節　商　法

商法の意義

商法は廣義に於ては實質的に商事に關する成文法及び慣習法を總稱し、狹義に於ては形式的に商法々典を稱する。商法は商事法であつて商人法ではない。故に非商人と雖も商事に關しては商法の適用を受け、公法人の商行爲に付ても特別法令がなければ商法を適用せらる。（商二條三條）

商法の適用

而して商事に關しては先づ第一に商法を適用し、商法に規定のないものに付ては商慣習法を適用し、商慣習法なきときは民法を適用すべきである。（商一條）

法例適用の順序

第二節　商　人

商人の意義

商人とは自己の名を以て商行爲を爲すを業とする者をいふ。

商人の種類

商人には自然人と法人とがある。自然人中未成年者又は妻が商業を營むときは登記せねばならぬ。自然人中、戸々に就き又は道路に於て物を賣買する者及び資本金五百圓未滿を以て商業を營む者には商業登記、商號及び商業帳簿に關する規定は適用せられない。（商四條五條八條）

○商人
- 一、普通商人（一、自然人　二、法人）
- 二、特別商人
  - 一、行商人（戸々に就き物を賣買する者）
  - 二、露店商人（道路に於て物を賣買する者）
  - 三、小商人（資本金五百圓未滿の者）（自然人）

第三節　商人の補助者

商業使用人の意義

第一、商業使用人　商業使用人とは商人の營業上の機關であつて主人と雇傭關係に立ち其營業を補助する者をいふ。商法は主人を代理する權限の有無廣狹によつて、支配人、番頭手代及び其他の使用人の三種に區別してある。（商二五條乃至三五條）

種類

第二、代理商　代理商とは使用人に非ずして一定の商人の爲めに平常其營業の部類に對する商行爲の代理又は媒介を爲すことを營業とする商人をいふ。（商三六條乃至四一條）

代理商の意義

第四節　商業の設備

商業登記の意義及び其必要

第一、商業登記　商法は商人の營業上重要なる事項中登記を要するものを定め一般世人をして之を知らしめ以て商人並に之と取引する者の利益を保護する爲めに商業登記の制度を設けてある。例へば未成年者及び妻が商業を營むときの登記の如き又は商號、支配人に關する登記の如き、散、清算の場合の登記の如き又は商號、支配人に關する登記の如きである。

登記事項

商業登記の效力は登記事項の存在を第三者に對抗し得るにある。而して登記の對抗力を生ずるのは其公告の後である。（商一二條）

登記の效力

第二、商號　商號は商人が營業上自己を表彰する爲めに用ふる名稱である。商人は如何なる商號を用ふるも其自由なるを原則とする。但

商號の意義

商號自由の原則

此原則には二個の制限がある。即ち

制限

一　會社の商號中には其種類に從ひ、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社なる文字を附加せねばならぬ。（商一七條）

二　會社以外の商人は會社たることを示すべき文字を商號中に用ひてはならぬ。（商一八條）

商號登記の効力

商號を登記すれば商號專用權を取得する。若し商號專用權が侵されたるときは被害者は濫用者に對して其商號の使用を止むべきことを請求するの權利と損害賠償を請求するの權利とがある。（商二五條）

商業帳簿の意義及び種類

第三、商業帳簿

商業帳簿とは商人が營業及び財産狀態を明にする爲め法律上其設備を命ぜられたる帳簿である。即ち日記帳、財産目錄及び貸借對照表の三種である。（商二六條）

商業帳簿の保存義務

商人は其商業帳簿及び營業に關する信書を十年間保存せねばならぬ。（商二八條）

第二章　會　社

會社の意義

第一、會社の意義

會社とは商行爲を爲すを業とする目的を以て設立せられたる社團法人をいふ。然れども商法は商行爲と稱することの出來ない營利を目的とする社團法人も亦之を會社と看做してある。例へば農業、林業、鑛業、漁業を目的とする會社の如きである。前者を稱して商事會社といひ、後者を稱して民事會社といふ。（商四二條）

會社の種類

第二、會社の種類

我商法の認むる會社は合名會社、合資會社、株式會社及び株式合

資會社の四種である。（商三條）

合名會社　（イ）合名會社は社員全部が會社の債務に對し連帶無限の責任を負ふ會社である。即ち會社の債務を完濟することが出來ない場合に於て社員全體が各自の財産を擧げ連帶して辨濟の責に任ずるものである。（商四條）（商六條）（商三條）

合資會社　（ロ）合資會社は會社の債務に對し其社員の一部が無限責任を負ひ他の一部が有限責任を負ふ會社である。（商四條）（商一〇）其無限責任社員の責任は合名會社の社員と同一である。有限責任社員は其出資額限りに責任を負ふものである。

株式會社　（ハ）株式會社は資本を均一の金額に分ち各社員（株主）の責任も此株式の金額を限度とする會社であつて七人以上の社員より成る會社である。

株式合資會社　（ニ）株式合資會社は無限責任社員と株主とより成る會社である。（商二三條）

外國會社　以上は內國會社の種類であるが其他、外國會社がある。外國會社とは外國の法律に從ひ設立せられたる會社をいふ。從つて其設立者又は社員若くは株主が日本人たると外國人たると將又會社の設立行爲を爲したる土地が內國たると外國たるとは敢へて問ふ所ではない。

○會社
- 一、商事會社
- 二、民事會社＝農、林、鑛、漁業會社
- 一、內國會社
  - 一、合名會社＝無限責任社員
  - 二、合資會社（無限責任社員／有限責任社員）
  - 三、株式會社＝有限責任社員（株主）
  - 四、株式合資會社（一、無限責任社員／二、有限責任社員（株主））
- 二、外國會社

第三章　商行爲

第一節　商行爲の意義及び種類

商行爲の意義

第一、商行爲の意義

實質的に商行爲といへば商事に關する法律行爲を指すのであるが商法は形式的に列擧してある。即ち我商法の規定する商行爲には(一)絶對的商行爲(二)相對的商行爲及び(三)附屬的商行爲の三種である。

商行爲の種類

第二、商行爲の種類

絶對的商行爲

(甲)絶對的商行爲とは其行爲を營業として爲すと否とを問はず常に必ず商行爲たる行爲をいふ。例へば取引所に於ける取引、手形其他の商業證券に關する行爲等である。(商二六三條)

相對的商行爲

(乙)相對的商行爲とは行爲其ものゝ性質は商行爲たる性質を具へざるも之を營業として爲す場合に限り商行爲たる行爲をいふ。例へば運送に關する行爲、寄託の引受、保險、兩替其他の銀行取引等である。(商二六四條)

附屬的商行爲

(丙)附屬的商行爲とは前二種に列擧したる行爲の外、商人の營業の爲めにする行爲をいふ。例へば使用人の雇入、營業の廣告、營業資金の借入等である。(商二六五條)

第二節　商行爲の通則

商行爲に關する特別規定

商法が商行爲編に規定する所は各種の債權及び物權に關する特別規定である。其多くは商取引の敏活、信用の確保を圖る爲めに民法に對して設けられたる特例である。例へば(一)民法の代理の規定では代理人が本人の爲めにすることを相手方に示

して行はなければ本人に其行爲の效力を生じないけれども商行爲の代理は敏活を尚ぶ所から代理人が一々本人の爲めにすることを示さなくとも本人に對して效力を生ずるものと定めてある。（民九九條商三六六條）（二）民法の規定では數人が債務を負擔したるときは各自が平等の割合を以て責任を負ふのが原則であるが商法では數人が其一人又は全員の爲めに商行爲たる行爲に因つて債務を負ふたときは各自連帶して之を負擔すべきと定めてある。是れ商取引の信用を安固にする爲めである。（民四二七條商二三條）（三）商人が平常取引を爲す者から其營業の部類に屬する契約の申込を受けたるときは遲滯なく諾否の通知を發せねばならぬ。若し之を出すことを怠つたときは其申込を承諾したものと看做されて契約は成立することになる。是れ商取引の信用を重んじ且敏活を要する爲めである。（商二七條）　其他種々なる特別規定を設けてある。（商二六六條乃至二八五條）

第三節　各種の商行爲

商法は右の一般的規定の外に又特別の規定を要する九種の行爲を揭げてある。

第一、商事賣買　商事賣買とは商人と商人との間に行はるゝ一方的又は雙方的商行爲たる賣買をいふのである。

第二、交互計算　交互計算とは平常取引を爲す商人間又は商人と非商人との間に於て定めた期間內の取引から生ずる金錢上の債權債務の總額に付き相殺（差引勘定）を爲し其殘額の支拂を爲すことを約する契約である。

第三、匿名組合　匿名組合とは當事者の一方が相手方の營業

の爲めに出資を爲し相手方は其營業より生ずる利益を分配することを約する契約である。匿名組合を結ふには書面の作成又は登記の手續を要しない。

仲立營業

第四、仲立營業　仲立人とは他人間の商行爲の媒介を爲すを業とする者である。

問屋營業

第五、問屋營業　問屋とは自己の名を以て他人の爲めに物品の販賣又は買入を爲すを業とする者である。

運送取扱業

第六、運送取扱業　運送取扱業とは自己の名を以て物品運送の取次を爲すを業とする者である。

陸上運送業

第七、陸上運送營業　陸上運送人とは他人の委託を受けて陸上又は湖川、港灣に於て物品又は旅客の運送を爲すを業とする者である。

寄託

第八、寄託　寄託とは當事者の一方が相手方の爲めに物の保管を爲すことを約し其物を受取ることに因りて其效力を生ずる契約である。

保險

第九、保險　保險とは當事者の一方が一定の報酬を受け一定の期間に相手方の爲め不確定なる一定の危險が發生したる場合に其損害額又は豫定の金額を給付することを約する契約である。商法は保險を保險の目的により損害保險と生命保險とに區分して規定してある。

○保險契約

損害保險
- 一、火災保險（火災の危險に因りて生ずる損害を塡補することを目的とする保險）
- 二、運送保險（陸上運送の運送品に付き生ずることあるべき損害を塡補することを目的とする保險）

三、海上保險（航海に關する事故に因りて生ずる一切の損害を塡補するを目的とする保險）

（二）、生命保險（人の生存又は死亡に關して一定の保險金を支拂ふことを目的とする保險。）

第四章　手　形

手形の意義

第一、手形の性質　手形とは署名したる者が文言に從つて一定の金額を無條件に支拂ふべき責任を負ふ要式の有價證券である。故に手形債權の目的は定額の金錢でなければならぬ。物品又は不定額の金錢例へば米壹千石也又は金若干圓也といふが如きは以て手形債權の目的とすることは出來ぬ。又手形は無條件で支拂はることを要する。故に例へば手形資金を受取りたる後に支拂ふべしといひ、又は爲替の費用を差引して支拂ふべしといふが如きは無效である。手形は流通性を有すること殆んど金錢と

手形の特質

爲替手形の意義

異なる所がないから其流通を援け信用を保持せねばならぬ結果として一般の原則に反し手形に署名したる者は其文言に從つて責任を負はねばならぬ。故に其文言が實際と符合しないときでも又僞造變造の手形であつても善意の者に對しては其手形は有效である。又他人の代理として手形を振出し又は裏書を爲したる者も其代理として爲したることを記載してない場合には本人は手形上の責任を負ふことはない、代理人自ら其責任を負はねばならぬ。

第二、手形の種類　手形には爲替手形、約束手形及び小切手の三種がある。

（甲）爲替手形とは一定の形式に從ひ振出人が第三者をして一定の金額の支拂を爲さしむべきことを約することを內容とする

手形である。

為替手形の要件

為替手形には(一)其為替手形たることを示すべき文字(二)一定の金額(三)支拂人の氏名又は商號(四)受取人の氏名又は商號(五)單純なる支拂の委託(六)振出の年月日(七)一定の滿期日(八)支拂地を記載せねばならぬ。(商四四條)

手形行爲

手形を發行して手形債務を成立せしむる行爲を振出といひ、通常手形を流通せしむる爲めに其裏面又は補箋に爲す記載を裏書といひ、讓渡裏書、取立裏書、逆裏書等の種類がある。手形の支拂人が手形の文言に從つて手形金額支拂の絕對的義務を負擔する行爲を引受といひ、手形の所持人が支拂人又は引受人に其手形を呈示して手形金額の全部又は一部を辨濟せしむる事實を支拂といふのである。

振出

裏書の種類

支拂

為替手形の支拂人が手形の引受をしなかつた場合又は破產の宣告を受けた場合に於て所持人又は前者たる裏書人は滿期日に於ける手形不拂の危險に備ふる爲め自己の前者に對して手形金額と費用とに付き相當の擔保を請求することが出來る。

擔保の請求

此請求權を稱して擔保請求權といひ、又所持人は手形の支拂人が手形金額の全部又は一部の支拂を爲さない場合に於て自己の前者たる裏書人及び振出人に對し其支拂あらざりし手形金額に付償還請求を爲すことが出來る。之を償還請求權といふのである。

償還の請求

(乙)約束手形とは一定の形式に從ひ振出人自ら一定の金額の支拂を約することを內容とする手形である。

約束手形の意義

約束手形の要件

第四章　手　形

約束手形の要件

約束手形には(一)其約束手形たることを示すべき文字(二)一定の金額三受取人の氏名又は商號(四)單純なる支拂の約束(五)振出の年月日(六)一定の滿期(七)振出地等を記載せねばならぬ(商五三)

約束手形と爲替手形との差異

約束手形は爲替手形と異なり振出人及び受取人以外に支拂人はない。又引受行爲もない。其他に於ては大體に於て爲替手形に關する規定と同一である。

小切手の意義

(丙)小切手とは一定の形式に從ひ振出人が第三者をして一定の金額を支拂はしむることを約する手形である。故に一覽拂の爲替手形と同性質を有するものである。

小切手の要件

小切手の要件

小切手には(一)其小切手たることを示すべき文字(二)一定の金額(三)支拂人氏名又は商號(四)受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきこと(五)單純なる支拂の委託(六)振出の年月日(七)支拂地等を記載せねばならぬ。

少切手は爲替手形が信用の具たるに反し、支拂の具に供せらるゝものであるから常に一覽拂たることを要し又持參人拂とすることが出來る。小切手の振出人又は所持人が其表面に二條の平行線を畫き其線内に銀行又は之と同一の意義を有する文字を記載したるときは支拂人は銀行に對してのみ支拂を爲すことが出來る。此種の小切手を橫線小切手といふのである。

橫線小切手

小切手の振出に對する制裁

振出人が支拂人をして支拂を爲さしむることを得る金額(預金金額)を超えて小切手を振出したときは五圓以上千圓以下の過料に處せらる。其他は大體に於て爲替手形に關する規定と同一である。

第五章　海　商

第一節　船舶及び船舶所有者

船舶の意義

第一、船舶　商法に於て船舶とは商行爲を爲す目的を以て航海の用に供するものをいふ。船舶所有者即ち船主は其登記を爲し且船舶國籍證書を受けなければならぬ。船舶の所有權の讓渡は其登記を爲し且船舶國籍證書に之を記載せなければ之を以て第三者に對抗することは出來ない。（商五三八條五四條五四條）

船舶登記

船舶所有權の移轉

船主の責任

第二、船舶所有者（船主）　船舶所有者即ち船主は(一)船長が其法定の權限内に於て爲した行爲(二)又は船長其他の船員が其職務を行ふに當つて他人に加へた損害に付て賠償の責任がある。然れども無限に其責任を負はしむることは酷に失するから此賠償責任は航海の終に於て船主が有する一定の海產（即ち船舶、運送賃及び船主が其船舶に付き有する損害賠償又は報酬の請求權を債權者に委付して其責を免るゝことが出來ると商法は規定した。（商五四四條）

免責委付

船長の地位

船長の職務

第二節　船員

船員とは航海に從事する船舶の乘組員のことで船長及び海員を包含する名稱である。

第一、船長　船長は商法に於ては商行爲を爲す目的を以て航海の用に供する船舶の指揮者である。然れども船内に犯罪者があるときは司法警察官の職務を行ひ、船内の規律を維持する爲めには海員並に旅客に對して懲戒權を行ふことが出來る。又船舶内の出生及び死亡に付き戸籍吏の職務を行ふものである。

海員の意義

海員とは船長の指揮監督を受け船舶内に於ける必要なる職務に從事する一切の乘組員をいふ。

○船員
（一）、船長
（二）、海員（運轉士、機關士、水夫、火夫、船醫、事務員、厨夫、給仕等）

海上運送の意義

第三節　海上運送

海上運送とは航海の用に供する船舶による運送であつて分ちて海上物品運送及び海上旅客運送の二種とする。

海下物品運送の種別

第一、海上物品運送契約

海上物品運送契約を分ちて個品運送契約と傭船契約の二種とする。個品運送契約は船主又は船舶賃借人が個々の物品を運送することを約し荷送人か之に對して運送賃を與ふることを約する契約である。傭船契約は船主又は船舶賃借人が船舶の全部又は一部を傭船者に貸切り之に船積せられたる物品を運送することを約し傭船者が之に對し運送賃を與ふることを約する運送契約である。

海上旅客運送

第二、海上旅客運送契約

海上旅客運送契約とは航海の用に供する船舶による旅客の運送契約をいふ。旅客運送契約は諾成契約であつて別段の形式を必要としないけれども乘船切符を發行して其成立を證するを常とする。之に記名式と無記式とがある。記名式の切符は之を他人に讓渡することは出來ない。

第四節　海損

船舶が航海中偶然なる事故に因りて生じたる損害を單獨海損といひ、船長が船舶及び積荷をして共同の危險を免れしむる爲

單獨海損の意義
共同海損の意義

め船舶又は積荷に付き爲したる處分に因つて生じたる損害及び費用を共同海損といふのである。

單獨海損は損害を受けた者が之を負擔すべきものである。

共同海損の分擔額

同海損は船長の處分に因りて保存することが出來た船舶又は積荷の價格と運賃の半額と共同海損額との割に應じて各利害關人が之を分擔すべきものである。船舶備付の武器、船員の給料及び旅客の食料並に衣類は共同海損の分擔中に算入しない。

海難救助の意義

第五節　海難救助

海難救助とは船舶又は積荷の全部又は一部が海上の危險に遭遇した場合に義務なくして之を救助することをいふ。救助者は救助料の請求權がある。

救助料の請求權者

其額は原則としては被救助物の價額を超ゆることは出來ない。其額に付き爭あるときは裁判所が之を決定する。救助に從事した船舶が汽船なるときは救助料の三分の二を、帆船なるときは二分の一を船主に支拂ひ、其殘額は船長と海員とに折半して之を支拂ふべきである。

救助料額

第六節　海上保險

海上保險の意義

第一、海上保險は航海に關する事故に因り生ずることあるべき損害を保險者が塡保することを約し保險契約者が之に保險料を支拂ふことを約する損害保險契約の一種である。（商六五條）隨て海商編に特別の規定なき限は陸上保險に關する規定の適用を受くべきである。

海上保險の被保險利益

第二、被保險別益

海上保險に特別の被保險利益は船舶、積荷、積荷の到着に因りて

得べき利益又は報酬（即ち運賃）及び船員の給料である。

第三、海上保険契約の効力

（甲）損害塡補の責任

保険者は航海に關する事故に因り保険の目的に生じたる一切の損害を塡補するを**原則**とする。

（乙）委付

被保険者は保険の目的に付き有せる一切の權利を保険者に移轉して保険金の全部を請求することが出來る。之を委付といふのである。（第六七一條）

委付を爲し得べき場合は（一）船舶が沈沒したるとき（二）船舶の行方が知れざるとき（三）船舶が修繕すること能はざるに至りたるとき（四）船舶又は積荷が捕獲せられたるとき（五）船舶又は積荷が官の處分に依りて押收せられ六個月間解放せられざるとき等である。

損害塡補の責任

委付の意

委付を爲し得べき場合

船舶債權者の先取特權及び抵當權

第七節　船舶債權者

船舶債權者とは船舶其屬具及び其未だ受取らざる運送賃の上に特別の先取特權を有する債權者と登記したる船舶及び其屬具の上に抵當權を有する債權者とをいふのである。

第八編　訴訟法

第一章　民事訴訟法

民事訴訟法は私權の確認及び保護を目的とする裁判の手續を定めた法である。

民事訴訟法の手續

民事訴訟は原告が一定の申立及び理由を記載した訴狀を裁判所に提出して訴の提起を爲すに始まる。裁判所は之を被告に送達し、被告は送達を受けてから一定の期間内に答辯書を提出する。かくて裁判所は原告、被告を呼出し、口頭辯論、證據調(檢證、人證、書證、鑑定、本人訊問等)を經て判決を下すのである。

判決

判決に不服なるときは上訴することが出來る。上訴とは未確

定の裁判に對して上級裁判所に不服を訴ふるのである。控訴、上告及び抗告の三種に分つ。控訴とは第一審の裁判に對する不服を上級裁判所に訴ふることである。上告とは第二審の判決に對し法律の適用に不服あるとき大審院に訴ふるものである。終局判決にあらざる裁判に對する不服の訴を抗告といひ、法律の明文によつて特に之を許した場合に限る。

控訴

上告

抗告

裁判が確定すれば國家は公力を以て執達吏又はその他の機關によりて之を執行せしむることが出來る。即ち强制執行を爲すことが出來る。

第二章　刑事訴訟法

刑事訴訟法は國家の刑罰權實行の手續を定めた法である。

刑事訴訟法の意義

刑事訴訟法の手續

豫審

公判

刑事訴訟は國家の機關たる檢事が國家の利益を代表し原告として訴の提起を爲すものである。之を公訴の提起といふ。檢事の公訴は犯罪を搜査した後、豫審判事又は刑事裁判所に之を爲すのである。

豫審は犯罪につき明確なる信念を得るために一切の事實を審理する行爲である。檢事の請求により豫審判事が之を爲し、豫審終結すれば免訴或は公判に附する言渡を爲すのである。

公判は豫審終結の結果又は直接の起訴により裁判所が事實の審判及び法律の適用をなす手續であつて訊問、證據調、辯論を經て判決言渡を以て終る。公判は一般に之を公開すべきを原則とし、判決に不服なるとき上訴の途あること民事訴訟に同じである。

○訴訟
- 一、民事訴訟—私權の確認及び保護—手續
  - 一、訴の提起（當事者が之を爲す）
  - 二、口頭辯論
  - 三、證據調
  - 四、判決
    - 上訴—確定—（強制執行）
    - 確定—（強制執行）
- 二、刑事訴訟—刑罰權の實行—手續
  - 一、公訴の提起（檢事之を爲す）
  - 二、豫審（之を要せざる場合あり）
    - 一、被告人の訊問
    - 二、證據調
    - 三、檢事の求刑
    - 四、被告人又は辯護人の答辯
  - 三、公判
  - 四、判決
    - 上訴—確定—（執行）
    - 確定—執行

第二部　經濟

第一編　總論

第一章　經濟の基礎觀念

經濟を學ぶ者は、先づ欲望、財貨、效用、價値、及び價格の何たるやを知らねばならぬ。

經濟の基礎觀念

欲望の意

第一、欲望　人が不足を感じて、之を滿さんと欲する念を欲望といふのである。多くの欲望は見方の差異によつて種々に分類することが出來る。その主なるものは即ち(一)體體的欲望及び精神的欲望(二)自然的欲望及び文化的欲望(三)必要的欲望、地位的欲望及び奢侈的欲望等である。然れども一般に經濟に關係あるものは外

欲望の種類

界の物資を對象とする經濟的欲望である。

經濟的欲望

第二、財貨　人の經濟的欲望を滿たし得る外界の有形物であつて、その獲得利用に多少の勞費を要するものを財貨といひ通常之を經濟財といふ。

經濟財

故に經濟財たるには次の要件がなければならぬ。

一、外界の有形物たること。

二、人の經濟的欲望を充足し得ること。

三、之を獲得利用するに多少の勞費を要すること。

自由財

その存在の無限量にして自由に獲得利用し得られる空氣、日光の如きは之を自由財と稱へ經濟には關係がない。

欲望が增加すれば財貨の產出を促し財貨の增加は欲望の誘引

欲望と財貨との關係

となる。かくの如く兩者は互に作用して經濟生活の發達を促すものである。

第三、效用

效用の意

欲望を充足し得る財貨の性能を稱て效用といふ。されば效用の大小は財貨の性能と人の之に對する欲望の大小、强弱によつて定まるものである。要するに大いに欲いものゝ效用は大であつて、然らざるものゝ效用は小であるといへる。

效用遞減の法則

財貨增加して欲望の增加が之に伴はないときは財貨の效用は減少するを免れない。之を效用遞減の法則といふのである。

價値

第四、價値

人が財貨の效用を認め、之を尊重する度合を稱して價値といふ。

評價

評價とはこの度合の測定をいふのである。一般的にいへば效用多ければ價値は尊く效用少ければ價値は卑い。されど評價は人により差異あるはかりでなく、同一人でも、時と處とを異にするによつて相違あるを免れない。

使用價値と交換價値

使用價値と交換價値。

價値には直接に欲望滿足に充てられるものとして認められる使用價値と他の財貨と交換し間接に滿足に充てられるものとして認められる交換價値とがある。例へば米二升と麥四升とを交換すれば米一升の價値は麥二升であるといふが如きである。

價格の意義

第五、價格

財貨と財貨との交換比例を價格といふ。價格の大小は交換せられる兩財貨に對する評價の差異に基つき比較して定まる。隨つて評價する人により、價格に相違を生ずる道理である。されど現今では交換の行はれる機會が頗る多いから、財貨は畧定の價格を有するやうになつた。

第二章　經濟

第一節　經濟行爲

第一、經濟行爲の意義

經濟行爲の意義

經濟行爲とは人が經濟主義に基き經濟財を得て經濟的欲望を充足せんとする行爲をいふ。而して之を實行する人を稱して經濟行爲者といひ、欲望を有する者を經濟主体といふ。

第二、經濟行爲と經濟主義

經濟主義の意義

經濟主義とは普通に最少の勞費を以て最大の效果を收むることをいふ經濟行爲は經濟主義に基いて爲す行爲であるから、その行爲の結果が經濟主義に反することがあつても經濟行爲たることは妨けないのである。即ち行爲の動機が經濟的であるか否かによつて決定せらるべきものである。

經濟行爲の種類

經濟行爲は次の如く分類することが出來る。

○經濟行爲
- 一、財貨の獲得行爲
  - 一、生産行爲＝生産により財貨を造る行爲
  - 二、交換行爲＝交換により財貨を得る行爲
  - 三、分配行爲＝分配により財貨を得る行爲
- 二、充當行爲（利用行爲）
  - 四、消費行爲＝消費により欲望を充たす行爲
  - 五、使用行爲＝使用により欲望を充たす行爲

第二節　經濟の本質

第一、經濟の意義

經濟の意義

幾多の經濟行爲は一定の秩序の下に統一せられて一體を成すとき之を經濟といふのである。故に經濟と經濟行爲と比較すると次の如き差異がある。

經濟　＝綜合性であつて全体の名稱である。

經濟行爲＝單一性であつて部分の名稱である。

經濟の要素

故に經濟は(一)統一性を有し、且つ(二)永久的のものであつて(三)經

濟行爲の集合體より成立するものなると知る。

第二、經濟組織　各種の經濟が分業交換により相助けて一團をなすとき之を經濟組織と稱へる。而して之を組織する、その內の各經濟を稱して經濟單位といふのである。

第三、經濟の種類　經濟は次の如く分數することが出來る。

一、經濟主體の計算に基く區別（單一經濟＝主體は一人である／共同經濟＝主體は二人以上よりなる）

二、經濟主體の性質に基く區別（私經濟＝主體が私人又は私法人である／公經濟＝主體が公法人である）

三、業務の種類に基く區別（農業經濟＝種子を蒔いてその收獲を爲すが如き／工業經濟＝原料を仕入れて製造に從事するもの／商業經濟＝商品を仕入れて之を販賣するもの）

國民經濟
世界經濟
經濟學の意義

上述の如く經濟には多數の種類があるが此等數多の經濟が統一せる一國民の基礎の上に交換、分業により統一せられ一大經濟組織を成すときこれを稱して國民經濟といふ。更に各國が互に相交通し各その特色を以て分業、交換をなすに至らば全世界を擧げて更に一層大なる經濟組織をなすに至る之を世界經濟といふことが出來る。

第四節　經濟學の意義

經濟學とは經濟に關する社會現象を研究し、併せて此等諸現象間に存する理法を論究する學問である。

一、基礎觀念
- 一、欲望―不足を感じ、これを充足せんとする念
- 二、財貨―欲望を充し得る外界の物資
- 三、效用―財貨の性能
- 四、價値―效用を尊重する度合（主觀的認識の程度）
- 五、價格―財貨と財貨との交換比例

二、經濟行爲
- 一、意義（經濟主義に基き經濟財を得て經濟的欲望を充足せんとする行爲）
- 二、種類（消費行爲・分配行爲・交換行爲・生産行爲）

三、經濟の意義（幾多の經濟行爲が一定の秩序の下に統一せらたる一體）

四、經濟の種類
- 一、主體の數により（一、單一經濟　二、共同經濟）
- 二、主體の性質より（一、私經濟　二、公經濟）
- 三、業務の種類により（一、農業經濟　二、工業經濟　三、商業經濟）

第二編　生　産　論

第一章　生産の概念及び其の要素

第一節　生産及び産業

生産とは財貨の形狀、性質、時間、位置及び數量等に變化を與へて財貨の效用を發生又は增加せしむる行爲をいふ。生産が組織的に行はれるときは之を産業と稱し、その種類は凡そ左の三種に區別することが出來る。

生産の意義

産業の意義

産業の種類

一、**原始産業**　原始産業とは自然物の占有（採鑛、狩漁）及び自然力の利用（農業、牧畜）によりて生産を行ふものである。

二、**加工業**　加工業とは自然より得たる原料の變形、變質、結合、分離等を爲して生産を行ふものである。

三、**商業**（運輸業を含む）　商業とは産出物の場所、産出物を使用する時間等に變更を加へて生産を行ふものである。

第二節　生産の三要素

生産には自然と勞力と、此等を助けて生産を容易ならしめる資本とを要する。三者中その一を缺けば生産を行ふこと甚だ困難である。されば之を生産の三要素といふのである。

生産の三要素

自然の意義

一、自然　自然とは自然物及び自然力の總稱であつて生産に必要なる場所、材料及び勢力を供給するものである。就中土地は動物植物鑛物及び水力等を供給し生産上特に重要なる地位を占むるものである。

土地

報酬漸減の法則

土地は社會の進歩に伴ひ、その生産力漸次增加すれども之には一の制限がある。即ち『土地の收益は勞力、質本投下の度合に正比例して無限に增加するものではない。一定の限度に達すれば以後勞力、資本投下の割合に比し收益增加の割合は順次減少するものである』之を報酬漸減の法則といふ。

二、勞力　生産に用ふる肉体的及び精神的の人力を勞力といひ、勞力が生産を行ふ過程（働作）を勞働といふ。勞働には生産に對して敎師、醫師、辨護士の如く間接なる關係を有するものと、農商工業者の如く直接なる關係を有するものとがある。前者を稱して直接生産的勞働といひ後者を稱して間接生産的勞働といふのである。

勞力の意義

勞働

勞働の生産に對する效果即ち能率（生産力）は、勞働者の思想、智力、敎養の程度及び土地の狀況、國家の制度、社會の氣風、勞働の組織、勞働の時間等諸種の事情によつて差異を生ずるものであ

勞働と能率

る。されば勞動の能率を增進せしめるには、勞働者の精神の健全なる發達を圖ると共に社會の事情をして勞働者の堅實なる修養と、その勞働とに適せしめねばならぬ。

資本の意義

三、資本　生産の手段に供せられる總ての財貨を資本といふ。同一の米も飯として食すれば資本にはならないが、糊として新に他の財貨の生産に供すれば資本となるのである。されば資本は財貨の性質の區別ではなくて、單に用法の區別に過ぎない。

資本の種類

資本には、唯一回の使用によつて全く消失し、又は殆ど消失して資本たる性質を失ふ流動資本と、幾回かの使用に堪へ、持續して資本の職分を盡し得る固定資本とがある。

資本の蓄積

資本は過去に生産した財貨若くは效用の消費せられないで新なる生産に使用せられる部分換言すれば過去の生産の餘剩であるといふことが出來る。されば資本の增加を圖り、國を富ますには、一面に於て生産力を强大にして餘剩を多からしめると共に、他面に於て冗費を避け餘剩の蓄積に遺憾なからしめねばならぬ。かくてこの蓄積は再び生産の手段となり、生産は爲に益〻盛大となり、國民の富は愈〻增大するやうになるのである。

○生産の要素
- **一、自然**（自然物＝場所、材料　自然力＝土地の培養力等）
- **二、勞力**（直接に生産に關係あるもの＝勞働者の勞力　間接に生産に關係あるもの＝教師、醫師、裁判官等の勞力）
- **三、資本**（流動資本＝商品、貨幣、諸種の原料　固定資本＝器具、機械、建築物等）

第二章　企　業

第一節　企業及び企業家

企業とは營利を目的とし、自己の計算の下に自然勞力及び資本

企業の意義

を結合して、生産事業を行ふことをいふ。その經營の任に當る者を企業家といふ。謂ゆる農業家、工業家、商業家等卽ちこれである。企業家は企業に關し一切の責任を負ひ、全體としての指導をなし、之を支配し、その經營に任ずる者であるから(一)技術上の熟練(二)經濟取引上の智識(三)企業管理の材幹及び(四)人物の優秀なるを必要とする。

企業家

第二節　企業の種類

企業家の資格

(甲)規模の大小により區別

大企業と小企業

企業はその規模の大小によつて大企業と小企業とに區別することが出來る。大企業及び小企業には次の如き利害得失がある。

(イ)小企業の長所及び短所

小企業の得失

長所
一、勞働者と資本主との紛擾を豫防することが出來る。
二、獨立心、自覺心を發達せしめる。
三、生産費を要すること大である。
短所
一、生産費を要すること大である。
二、信用小なるが故に金融上不便である。

(ロ)大企業の利害

大企業の利害

利益
一、生産力費を增加しその產額を增加することが出來る。
二、生産費を減少す。從つて價格を低廉にし販路を擴張することが出來る。
三、信用大なる結果金融の便が多い。
五、優秀なる人物を得て企業の任に當らしめることが出來る。
弊害
一、事業監督上の困難が多い。
二、過剩生産の損害を被り易い。
三、市場獨立の弊害がある。
四、小獨立の生産者は消滅し、大資本家が發生し社會の調和を失ふ虞がある。

(乙)企業組織の單複による區別

企業はその企業家の單複により個人企業と共同企業とに區別することが出來る。

個人企業及び共同企業には次の如き利害得失がある。

個人企業の得失

(イ)個人企業の長所及び短所

長所（一、業務に熱心である。
（二、敏活に事務を處理することが出來る。

短所（一、個人の資本及び能力に限があるから、大事業を經營することは出來ない。
（二、企業家一身の存亡によつて事業の消長を來す虞がある。

共同企業の利害得失

(ロ)共同企業の利害

一概言すれば個人企業の長所は即ち共同企業の短所であつて又個人企業の短所は即ち共同企業の長所である。

共同企業の種類

共同企業は團結の方法、組織の差異に從ひ(一)會社(二)企業同盟(三)産業組合の三種に區別せられる。

一、會社

商法上會社と稱するものに次の四種ある。

合名會社の特質

(イ)**合名會社**　合名會社は二人以上の連帶無限責任社員を以て組織する會社である。各社員は業務に熟心であるから、信用は厚い。し業務も亦共同で經營するを本旨とする。その得失は左の通りである。

得（一、社員の責任は連帶無限であるから、信用は厚い。
（二、各社員は業務に熟心である。

失（一、大資本を集めることは出來ない。
（二、業務の執行は迅速敏活を缺ぐ短所がある。

合資會社の特質

(ロ)**合資會社**　合資會社は無限責任社員と有限責任社員とより成る會社である。企業能力ある者と、資本はあるが單獨に企業を爲し得ない者との結合に適す、されど大資本の集合に困難である從つて大事業を爲すには適しない。

(ハ)**株式會社**　株式會社は株主七名以上の結合により成立する

株式會社の特質

會社である。株主とは會社の資本を等分して株式となしたものを所有し、その株式金額の限度に於て責任を負ふ者をいふ。株式會社の得失は左の通りである。

得
（一、容易に大資本を集めることが出來る。
（二、會社の狀況を公にするから世人の信用は厚い。
（三、業務執行者に優秀なる人物を得るの便益ある。

失
（一、業務の敏活を缺く虞がある。
（二、事業經營者は不熱心に陷り易い。

株式合資會社の特質

(二)株式合資會社　株式合資會社は合資會社と株式會社との混成である。無限責任社員と株主とから成る會社である。その組織は複雜であるが才能ある者が資本を得るに適してゐる。

二、企業同盟

企業同盟の目的

カルテル

トラスト

互に競爭すべき地位に立つ同種の企業が並立するときは生産過多に陷り、需要は供給に伴はないで、生産物の價格は異常に低落し、企業家は意外の損失を蒙るやうになる。されば企業家はこの損失を避け、企業家一般の利益を保護增進するが爲めに同盟を結ぶ。之を企業同盟といひ、企業聯合と企業合同との二種に分つ。

(イ)企業聯合　企業聯合は同種の企業家が各〻獨立を保ちつゝ聯合して規的を結び、各自の行動を制限して競爭を避け利害を得やうとする仕組である。例へば聯合本部を設け、販賣に關する一切の事務を取扱ひ、註文を集受して之を聯合員に割宛て製造せしむるが如きはその一例である。

(ロ)企業合同　企業合同は同種の生産を爲す企業家が各獨立の

地位を捨て、全く合同して自由競爭を避け、市場を獨占して以てその利益を壟斷せんとする組織である。

企業同盟の利害

企業同盟は生産に要する經費を節約し得る利益はあるが、單に企業家の自利心のみによつて行はれたときは、物價の騰貴を促し、消費者を苦しめ、經濟界一般の秩序を攪亂する虞がある。

産業組合

三、産業組合

産業組合は小企業家が共同團結の力によつて組合員たる各個人の經濟上の利便を計ることを目的とするものである。蓋し近時大企業は產業上頗る優勢の地位に立ち、小企業家を減し、資本的に強大となつて集中の勢を成すに至つたから、弱小なる小企業家が共同團結して各自の經營的地位を確保向上せしむる設備、方法の必要益〻急となつた。產業組合は實にこの必要に應じて組織せられたものである。

産業組合の種類

產業組合に四種以上を兼ねて設立することが出來る。

(イ)**信用組合**　組合員に產業に必要なる資金を貸付け且その貯金の便を計るを目的とするものである。

(ロ)**販賣組合**　組合員の生產を取纏めて市場に出し、有利なる賣却を爲すを目的とするものである。

(ハ)**賭賣組合**　產業上又は經濟上の必要品を廉價で買入れ又は之を生產廉價で組合員に賣却するを目的とするものである。

(ニ)**利賭組合**　組合員をして產業又は經濟に必要なる建物、器具、機械等を共同を使用せしむる目的とするものである。

第三章　機　械

第一節　産業と器具機械

簡單なる器具を使用して手づから生産した未開の世には産業はその進歩遲々として見るべきもの少かつたが、近世科學の勃興につれ機械の發明及びその使用盛に成り、之が爲に分業の發達を促され、産業界に一大革新を見るに至つた。

器具と機械との區別

器具と機械とは劃然と區別することは出來ないが、概言すると器具はその構造簡單であつて人力を以て動かし、機械はその構造複雜であつて動力(水力、電力、蒸氣力、風力等)を以て自動的に動作するものであるといふことが出來る。

機械に蒸氣機關、電動機等の如き動力機械と紡績機械、織物機械の如き作業機械とがある。

機械の長所と利益

第二節　機械の利害

機械の長所及び利益は凡そ左の通りである。

一、機械は頗る強大なる勢力を發す。

二、機械は運動均一であつて休息しない。

機械の短所と弊害

三、機械は動力を用ひ、多くの人力を要しない。

機械にはかゝる長所があるから、從つて生産上(一)大事業の成立を促し(二)品質善良而も均一なる財貨を多額に生産し(三)生産費を減じ物價を低廉ならしむる利益がある。

機械の使用

機械の短所或は弊害ともいふべきところは凡そ左の通りである。

一、變化あり、趣味に富む財貨の生産に適せない。

二、手工業者の職を奪ふ虞がある。

三、貧富の懸隔を甚だしからしめる虞がある。

四、勞働者を過度に使役する弊害がある。

機械の使用は此等の短所、弊害に比べてその利益が多いから一面弊害を匡救するに勉め、他面利益を增大し、經濟上の發展に資するやう圖らなければならぬ。

分業（仕事の手分）と協力

第四章　分業及び協力

第一節　分業及び協力の意義

生産の組織によつて生ずる勞働能率の增加に就いては、分業及び協力が最も著明である。

連續せる生産の過程を數部に區分し、數多の人々をしてその一部分を擔當せしめ、後その數部を合して一生産を爲すことがある之を分業といふ。俗に謂ゆる仕事の手分である多くの部分的生産を纏めて一生産となす点より見れば協力である。されば分業と協力とは一生産の兩面に外ならない。

分業は產業の性質が之に適し、資本が豐富であつて、生產物に對

する需要が大なる事業に行はれるのである。

第二節　分業の利害

分業の利益

第一　分業は幾多の利益を伴ふが故に近世の産業は多く分業組織によつて著しき發達をした。生産上分業の利を擧けると凡そ左の通りである。

一、擔當者をしてその部分にのみ働かしめるから、仕事に熟達し、無用の勞力、時間を省き、大に産額を增加することが出來る。

二、事務を擴張するから、適材を適處に配當することが出來る。

三、擔當部の作業に關し改良、發明、發見の機會を多からしむ。

四、業務簡單であるから練習の時間と費用とを省き、人をして早く職に就かしむることが出來る。

分業の弊害

第二　分業の弊害

分業の短所、弊害とするところは凡そ左の通りである。

一、心身の動作をして一方に偏せしめるから、健康を害し、所謂職業病に罹り、畸形又は不具に陷らしむることがある。

二、技術が一方に偏するから、趣味が滅殺せられるばかりでなく、失業の場合に轉職困難となり、資本家に隷屬する傾向がある。

三、弱小なる勞力をも用ふることが出來るから、婦女子、幼者を使役し、國民の體格を劣惡ならしめ、且風敎を害する虞がある。

第三編　交易論

第一章　交易の概念

交易の原因
欲望の發達
分業の發生

第一、交易の起因

自ら產產し自ら消費して生活し得た時代(自足經濟時代)には、財貨交換の必要はなかつた。されど文化進み、欲望次第に複雜となるにつれ、人は生活の資料たる財貨を悉く自ら生產することが出來ないやうになつた。隨つて或極の財貨をのみ生產し、その餘剩を他の財貨と取換へ、自己の欲望を充たすやうになつた。交易はかくして起つたのである。現今、交易は之なくして經濟現象を論ずること出來ないばかりでなく、經濟の重要なる部分

取引
市場

を占むるやうになつた。交易が規則正しく行はれる關係を取引といひ、取引を行ふ場所を市場といふのである。

直接交換
物々交換

第二、交易の種類

交換の媒介物たる貨幣の未だ使用せられなかつた時代即ち實物經濟時代には交易は財貨と財貨との間に成立するのみであつた。之を直接交換或は物々交換といふ。文化進み、生活益複雜となるに及び、物々交換は不便を感するに至つた。貨幣を交換の媒介物として使用し、交易を行ふやうになつた。之を間接交換或は賣買といふのである。

間接交換
賣買

○交易
- 一、直接交換＝財貨と財貨との直接交換（物々交換）
- 二、間接交換＝交換媒介物（貨幣）を以てする交換（賣買）

第二章　價格と物價

第一節　物價の意義

物價
代價賣價
物價の騰貴と下落
價格變動の原因

物價とは多數の財貨の價格を貨幣で言ひあらはし、全體として考へた場合の概念である。個々の財貨と貨幣との交換割合は之を代價といひ、一方が商品なるときは之を賣價といふ。物價の騰貴とは一般に財貨と交換せらるべき貨幣の數量の增加する場合をいひ、反對の場合を物價の下落といふのである。

第二節　價格變動の原因

價格變動の原因は多種多樣且つ一時的のものであるから一樣に之を論定することは出來ない。されど一般に認めらるゝ主要なる原因は左の三項である。

需要供給の原則
生產費
貨幣の數量

一、需要、供給

需要とは財貨を得たいといふ欲望と之を充たすに足る資力即ち購買力をいひ、供給とは需要に應じて提供せられたる財貨の數量をいふ。需要供給の如く循環するものである。

二、生產費　財貨の生產に要する一切の費用を生產費といふ。生產費少ければ價下落し、多ければ騰貴する。蓋し價格は通常の生產費と通常との利益と和によつて定まるものであるからである。

三、貨幣の增減　貨幣が增加すれば或財貨に對し多くの貨幣

を提供して交換することとなり價格騰貴し、貨幣減少すれば價格は下落する。貨幣の流通力の增加は貨幣の數量を增加したると同樣の結果を示すものである。

物價騰貴の傾向

物價は一面に於て機械の發明、分業の發達、技術の進步等により漸次下落すべきも、他面に於ては欲望の增進、人口の增加地積の有限、貨幣の增加等によりて騰貴する永久的傾向がある

○價格變動の原因
- (一)、需要供給（需要增加＝供給減少＝價格騰貴／需要減少＝供給增加＝價格下落）
- (二)、生　產　費（生產費大＝價格騰貴／生產費小＝價格下落）
- (三)、貨幣の增減（增加＝價格騰貴／減少＝價格下落）

第三章　貨幣制度

第一節　貨幣の概念

貨幣の意義

交換の媒介物及び價值測定の基準として一般に認められ國家が之に强制流通力を具へたるものを貨幣といふ。

貨幣の職分

貨幣は(一)交換の媒介を爲し(二)價格の標準と爲り(三)支拂の要具として用ひられる等經濟上頗る重要なる職分を有するものである。

金屬貨幣たるに必要なる條件

往昔は貨幣として貝殼、皮革、家畜、寶石等を使用したことがあつたが、現今の文明諸國に於ては金銀を使用してゐる。蓋し金銀は(一)一般に公認せらるる價值を有すること(公認性)(二)少量で比較的多大の價值あること(有用性)(三)品質が一樣で分合容易

なること(可分性)(四)携帶運搬及び貯蓄に便利なること(恰形性)(五)産額略〻一定し、價格の變動少きこと(固定性)(六)認識し易きこと(可識性)(七)鑄造に適すること(適合性)(八)損耗し難きこと(不損性)等貨幣の職分を果すに最も適當なる性質があるからである。

第二節　本邦の貨幣制度

國家は貨幣制度を設けて貨幣をして經濟上の任務を完全に遂行せしむるやう期圖して居る。

一、貨幣の鑄造及び發行權　貨幣の鑄造及び發行の權は國家に專屬する。但し金貨は人民から地金を提供してその鑄造を請求することが出來る。

二、貨幣の單位　單位とは物の測定の基準となるものをいふ。品の意義形態上の種別を以て價格の單位となし、之を圓と稱すと。

三、本位の制定　本位の制定とは法律上無制限に流通力を有する貨幣の種類を一定することであつて我國では金貨を以て本位とする。

四、本位貨幣と補助貨幣　本位貨幣は無制限に流通力を有し通常名目價格に相當する實價を有するものである。一定の制限內に於て强制通用力を有する貨幣を補助貨幣といひ通常實價は名自價格に劣る日常の小取引の用に供するがために發行するものである。補助貨幣の强制通用力は銀貨は拾圓白銅貨は五圓靑銅貨は壹圓までとする。

五、貨幣の種類　貳拾圓、拾圓、五圓の金貨幣と五拾錢、貳拾錢の

銀貨幣と拾錢五錢の白銀貨幣と壹錢、五厘の靑銅貨幣とがある。

グレシヤムの法則

六、グレシヤムの法則

名目價格の等しい良質、惡質の二貨同一市場に於て並び行はるゝときは良貨は或は鑄潰され或は輸出せられ、或は貯藏せられて次第に減少し、惡貨のみ行はるゝに至る。署言すれば即ち『惡貨は良貨を驅逐するものである』之を稱してグレッシャムの法則といふ。

紙幣の意義

第三節　紙幣の概念

紙幣とは國家が强制通用力及び無制限支拂能力を與へて貨幣の代用をなさしむる證券をいふ。それ自体には何等の價値を有しないものである。紙幣に兌換紙幣(兌換券)と不換紙幣との二種ある。前者は發行者が兌換券所持者の要求により何時でも正貨と引換ふべきことを約束したものであつて、後者は正貨と引換へないものである。

兌換紙幣と不換紙幣

政府紙幣銀行紙幣

紙幣には政府自ら發行するものと銀行をして發行せしむるものとがある。五拾錢、貳拾錢及び拾錢の小額紙幣は政府發行の兌換紙幣であつて、百圓、貳拾圓、拾圓、五圓及び壹圓の紙幣は日本銀行の兌換券である。

紙幣の便益

紙幣は(一)保管、計算及び運搬に便なること(二)鑄造費用を節約すること(三)金屬貨幣の不足を補ひ、又流通上の磨損を防ぐこと(四)發行額を自由に伸縮し得ること等の便益がある。されど濫發すれば物價の騰貴を來し、金屬貨幣を驅逐する虞がある。

我國の兌換券發行制度

第四節　兌換券の發行制度

現に行はるゝ我國の兌換券は日本銀行が日本銀行條例及び兌

換銀行券發行條例の規定に基づき發行したものである。その規定の大要は左の通りである。

一、正貨準備　日本銀行は金銀貨及び地金銀を引換準備すれば、その價格に相當する額の兌換券を自由に發行することが出來る。之を正貨準備といふ。

二、保證準備　正貨準備にのみよる發行額では社會の需要を充たすこと能はざる場合がある。されば法律は確實なる一定種類の證券を準備として壹億貳千萬圓を限り兌換券を發行することを許してある。之を保證準備といふ。

三、制限外發行　右によるも、尚ほ發行額に不足ある場合は大藏大臣の許可を得て同樣の證券を準備し、之を保證として國庫に所定の利子（年利五分以上にして大藏大臣之を定む）を支拂つて兌換券を發行することが出來る。之を制限外發行といふ。

かくの如き兌換券發行の制度を制限屈伸法と稱へる。此方法は能く經濟界の事情に應じて兌換券を發行し得る長所がある

○紙幣
- 一、性能＝貨幣の代用をなす證券
- 二、發行
  - 政府（五拾錢、貳拾錢、貳拾錢の小札）
  - 銀行＝（日本銀行）
    - 一、正貨準備＝金銀貨、地金銀
    - 二、保證準備＝一定の有價證券（一億二千萬圓）
    - 三、制限外發行＝一定の有價證券　利子を支拂ふ

第四章　信用及び信用證券

第一節　信用

信用の意義

掛賣を爲し貨幣を貸付くるが如きことは、他人がその代金又は貸金を將來必ず支拂ふであらうと信認して行ふものである。

信用取引

この信認を信用といひ、信用による貸借關係を信用取引といふ。

信用の種類

信用に債務者が動産或は不動産を提供して返還を擔保する對物信用と、債權者が債務者の德操伎倆の如き人格に信賴して取引する對人信用とかある。

信用の利害

信用には次の如き利害がある。

利益

一、交易を敏活ならしむ。
二、資本の分量を增し、その效用を大ならしむ。
三、貨幣を節約することが出來る。
四、勤儉貯蓄の美風を奬勵することが出來る。
五、信用證券を使用すれば支拂容易に、且安全である。

弊害

一、浪費を誘致する。
二、投機を盛ならしめる。
三、過剩生產の弊を生じ易い。
四、經濟界の紊亂を惹起する弊がある。

第二節　信用證券

信用取引は證券の授受によつて行ふことが多い。この證券を信用證券といひ、手形、小切手はその重なるものである。

一、爲替手形　振出人が支拂人に宛して受取人又はその指圖人に對し、所定の滿期日に所定の場所に於て一定の金額の支拂を爲すべきことを委託した證券である。所持人が手形を示したるに對し支拂人が支拂を承諾したるときは支拂人は引受人と稱す。

二、約束手形　振出人が受取人又はその指圖人に對して所定の地に於て所定の滿期日に一定の金額を支拂ふべきことを約束した證券である。

手形は裏書と稱する手形面金額受取の權利を讓渡する行爲によりて轉々流用せられ、貨幣の代用を務め、取引上重要なる

働を爲すものである。

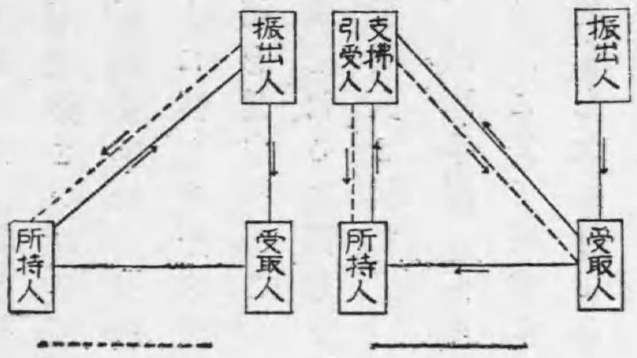

手形の割引とは、手形面金額の受取人が所定の滿期日前に金額入用の場合手形を銀行に提供し、裏書して權利を讓渡し、滿期日までの利子(多少保險料を含む)を差引きたる金額を受取ることをいふ。銀行は期日の到來を待つて支拂人から手形面金額を受取る。

三、**小切手**　銀行に預金ある者が、その銀行宛に振出し、券面記載の金額を名差人又はその指圖人又は持參人に支拂はしむる證券である。一覽拂であつて裏書を要しない。そのまゝ轉用せらる。小切手は發行後十日內に之を示して支拂を求めねばならぬ。

○信用證券
- 一、手形
  - 一、爲替手形
    - 一、振出人
    - 二、支拂人(引受人)
    - 三、受取人
  - 二、約束手形
    - 一、振出人
    - 二、受取人
- 二、小切手
  - 一、振出人
  - 二、支拂人
  - 三、受取人

債權者
債務者
債務者
債權者
預金者
銀行
名差人
持參人

第五章　信用機關

第一、銀行

銀行は資本に餘裕ある者から金銀を預り、これを他に貸付、融通することを主なる職務とする信用取引媒介の機關である。預金と貸付金との利子の差額を以て銀行の主なる利益とする。

銀行が經濟界に貢獻する利便は(一)貸借の媒介をなして資金を活用せしめ(二)企業家の爲に資金の融通を計り(三)貯蓄又は送金の便を與ふる等である。

第二、銀行の種類

銀行は次の二種に區別することが出來る。

一、普通銀行　商業上の信用取引の媒介を業務とするものであつて一名商業銀行ともいふ。預金、手形割引、貸付、爲替等を取扱ふ。

二、特殊銀行　特別の目的を以て設けられた銀行であつて特別法の保護、制限を受ける、日本銀行、日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行、貯蓄銀行、橫濱正金銀行、臺灣銀行、北海道拓殖銀行朝鮮銀行等である。

第三、手形交換所

特約した多數の銀行が、毎日一定の時間に各代表者を會合せしめ、各自の有する手形、小切手を交換して相互の債權、債務の差引勘定を爲し、現金の授受によらないで貸借の決濟を爲すために設けられたる機關である。

○銀行
- 一、意義（信用取引の媒介機關）
- 二、效用
  - 一、資金の活用
  - 二、資金の融通
  - 三、貯蓄及び送金の便益
- 三、種類
  - 一、普通銀行（商業銀行）
    - 一、日本銀行
    - 二、日本勸業銀行
    - 三、貯蓄銀行
    - 四、北海道拓殖銀行
    - 五、臺灣銀行
  - 二、特殊銀行
    - 一、日本興業銀行
    - 二、農工銀行
    - 三、橫濱正金銀行
    - 四、朝鮮銀行
  - 二、貸付、割引、爲替

第六章　貿　易

商業の效用

貿易と支拂

第一、商業及び貿易　生産者と消費者との間に立つて財貨交換の媒介を爲し、利潤を得る業務を一般に商業といふ。外國を相手として商業を營むときは之を貿易と稱する。

商業は需要供給を調和し、價格の變動を少からしめ、財産を得るに便利なる時と場所とを與へ、また分業を發達せしむる等經濟上頗る有效なる働を爲す。

貿易に於ける輸入財貨に對する支拂は內國商業に於けるが如く爲替手形及び現金の授受によるのであるがたゞその手續は甚だ複雜である。現金支拂の場合には各國貨幣制度に差異が

輸出入と物價

あるから貨幣はすべて地金の價格によりて行はる。

貿易の輸出入額の多少は國內經濟界に影響するところが多い輸出超過すれば貨幣增加して物價騰貴し、輸入超過すれば貨幣減少して物價下落するが如きはその一例である。

自由貿易主義

保護貿易主義

第二、貿易政策上の主義　一般に一國貿易の輸入額、輸出額は畧〻平均し、その總額は年々增加する傾向あるを良好とす

國家が採る貿易政策に左の二主義がある。

一、自由貿易主義　國家は何等の制限干渉を加へないで貿易を全く自由に進行せしむる主義である。

二、保護貿易主義　外國品との競爭を防ぎ、內國の產業を保護奬勵するがために、輸出入(殊に輸入)に制限を加へ、貿易の進行

を放任しない主義である。例へば輸入品に關稅を課するが如きである。

兩主義の利害

兩主義の利害は屢〻論議せらるゝ問題である。されど各國その國情を異にするところあるから一樣に論斷することは出來ない。概して言へば保護主義は幼稚なる産業を發達せしめ、種々なる産業の成立を促し、內國商業を盛ならしむる利益がある。たゞ多數消費者を苦しめ、生産者を過度に保護し、之をして依賴心を起さしむる虞がある。自由主義の利害とするところは之と相反する

條約制度

第三、條約制度　列國は保護の極端に失し、所謂報復關稅、關稅戰爭を避げるため互に條約を締結して關稅の遞減を計りつゝある。之を通商條約制度と稱へる。

通商業約の利益とするところは、

一、長期(通常十年)に亙つて關稅の不變を保障し商業取引をして安全ならしむること。

二、各國の間に協力互助をなさしむること等である。この關係は最惠國條款によつて廣く他國にも均霑せらる。

最惠國條款とは諦盟國の一方が他の一方をして第三國に現に與へ又は將來與ふべき利益の全部又は一部に均霑せしむべき旨を約したる條款をいふのである。

日本と通商條約締結國の主なるものは北米合衆國、アルゼンチン、英、伊、佛、エクアドル、和蘭、ギリシヤ、コロンビヤ、支那、シヤム、スエデン、スペイン、チリー、デンマルク、ノールウエー、ブラジル、ペルー、メキシコである。

第七章　交　通

第一、交通と産業。

人及び財貨の移轉と意思表示の傳達とに關する現象を交通と稱へる。交換の發達は産業上左の如き便益がある

一、勞働及び資本の循環を圓滑にして産業を盛にすること。

二、生産物の移送を速かに且容易にし、その效用を增大すること。

三、國内及び國際間の物價を平均し低廉ならしむること。

第二、交通機關

交通機關は次の二種に區別することが出來る。

一、運輸機關　陸路、車馬、鐵道、汽車、水路、船舶、橋梁、軌道、電車、自動車、船、航空機等、人の及び財貨の移送を爲すもの。

二、通信機關　郵便、電信、電話等思想の傳達をなすもの。

交通機關は一般に獨占的性質を有するものであつて、これを私有となすときは利害を生じ易い。されば我國では一般公衆のため道路、河川、鐵道の大部分及び通信機關は之を公有とした。

第四編　分配論

第一章　分配の概念

分配とは企業家が企業により生産し得たる財貨若くはその價格を生産に參與したる(一)地主(二)勞働者(三)資本家及び(四)自己の間に分つことをいふのである。而してその分け前を所得といふ。

分配と所得

第二章　地代

地代とは地主の所得をいふ。即ち土地を生産の要素として使用したるに對し支拂はるゝ報酬である。地代の高低は地味の肥瘠、位置の便否等によりて決定せらる。而して肥料を施し、改良を加へ土地の生産力を增加せしめて得たる利益は、地代ではなくして資本の利子である。

他代の意義

【註】差益地代と獨占地代

地代に差益地代と獨占地代との別がある。前者は地味位置のよき土地と然らざる土地との間に於ける收益上の差異より生じ、後者は大都市の或限られたる土地が特別に有利なる位置を占むるによりて得る特別なる報酬である。

差益地代と獨占地代との差異

地代は又人口の增加と共に騰貴する傾向がある。蓋し人口の增加は土地の生産物を要すること益〻多くなるが故に、限ある土地の生産物の供給は人口增加の割合に比し次第に減少する割合となり、生産物の騰貴を來し、隨つて地代を騰貴せしむることになる。

地代と人口

地代騰貴の趨勢

第三章　賃銀

賃金の意義

賃金の高低

勞働問題

賃金とは勞働者の所得をいふ。即ち生産の原素として提供せられたる勞力に對し支拂はるゝ報酬である。賃金の高低は概して勞力の需要と供給との關係によりて定まる。一般に文化進むに從ひ人の生活の程度は漸次向上するものであるから之に伴つて賃金も亦騰貴する傾向がある。されど賃金の騰貴と生活程度の上進とは相伴はないのが世の常態であるから勞働者階段は生活の安定を得ること困難である。これ即ち勞働問題の起る主要なる原因である。

第四章　利子

利子の意義

利子とは資本家の所得をいふ。即ち資本の使用に對して支拂はるゝ報酬である。利子の高低は一般の法則に從ひ資本の需要供給の關係によりて決定せらる。資本の需要多くとも產業が盛になつて資本增加し法制整ひ信用の念進歩して社會の秩序確立すれば資本を失ふ危險の原因が少くなることとなつて利子は次第に低下すべきものである。

利子下落の趨勢

第五章　利潤

利潤の意義

利潤とは企業家が企業の勤勞に對して受くる報酬をいふ。利潤は企業家が自己の損益に於て企業を計畫管理したる報酬であるから學者の所謂『腦の地代』と稱へる報酬である。利潤は生產總額の中から地代利子及び勞賃を支拂つた殘餘である。されば利潤は地代利子勞賃の少き程多く之に反するときは少